

労働災害の現状

- 令和7年労働災害発生状況の分析 -



大町労働基準監督署

* 目 次 *

大北・安曇野地区における第 14 次労働災害防止推進計画..... P1	
<hr/>	
労働災害の発生状況 P3	
<hr/>	
第 1 表	令和 7 年業種別労働災害発生状況 P3
第 2 表	令和 7 年業種別・事故の型別労働災害発生状況 P4
第 3 表	令和 7 年業種別・起因物別労働災害発生状況 P5
	令和 7 年 労働災害発生状況の特徴 P6
労働災害の推移・全産業傾向 P8	
<hr/>	
第 1 図	死傷災害と死亡災害の推移 P8
第 2 図	業種別労働災害の推移 P8
第 3 図	事故の型別発生状況 P9
第 4 図	起因物別発生状況 P9
第 5 図	年齢別発生状況 P10
第 6 図	経験期間別発生状況 P10
第 4 表	地域別業種別発生件数 P10
第 7 図	事業場規模別発生状況 P11
第 8 図	主な事故の型・起因物別発生状況 P11
第 9 図	月別・事故の型別発生状況 P12
第 10 図	時間別発生状況 P12
転倒、墜落・転落、動作の反動・無理な動作の発生状況 P13	
<hr/>	
第 11 図	転倒の内訳 P13
第 12 図	墜落・転落の内訳 P13
第 13 図	動作の反動・無理な動作の内訳 P13
プレス機械・木材加工用機械災害発生状況 P14	
<hr/>	
第 14 図	プレス機械災害の推移 P14
第 15 図	木材加工用機械災害の推移 P14
第 5 表	令和 7 年に発生した木材加工用機械災害の内訳 P14
職業性疾病・健康診断結果 P15	
<hr/>	
第 16 図	業務上疾病発生状況の推移 P15
第 17 図	主な項目別有所見率の推移 P15
業種別労働災害の傾向と問題点 P16	
<hr/>	
製造業 P16
林業 P17
建設業 P18
運輸貨物業 P19
卸売業又は小売業 P20
保健衛生業 P21
接客娯楽業 P22
付録	
令和 7 年に発生した死亡災害の概要 P23
労働安全衛生行政関係ホームページ P24
事故の型分類表 P25
電子申請義務化に関する案内 P27

注記

本書のグラフ・表について特別のことわり書きのないものはすべて、令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日に大町労働基準監督署管内(大町市・安曇野市(旧明科町の区域を除く)・松本市のうち旧梓川村の区域・北安曇郡全域)で発生した休業 4 日以上労働災害(新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除く)の統計数値を表します(令和 8 年 1 月末現在)。

大北・安曇野地区における第14次労働災害防止推進計画

～誰もが安全で健康に働くことができる職場を実現するために～

1日も早く労災による死亡者を、悲しみをゼロにし、働く人一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、本計画を策定

重点事項ごとの具体的取組

計画期間：2023年度から2027年度までの5か年

事業者による取組状況等に関する「アウトプット指標」（【 】で記載）と、取組により期待される結果に関する「アウトカム指標」を定め、実施状況を確認等しつつ計画を推進

1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境の整備
災害情報の分析機能の強化や分析結果の効果的な周知
労働安全衛生におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

ハード面とソフト面での取組の促進等【転倒災害防止対策実施事業場割合 30%以上増】
（対象業種）小売業、社会福祉施設、飲食店、旅館業、ビルメンテナンス業、食料品製造業
非正規雇用労働者を含む全ての労働者について、2024年4月施行の改正労働安全衛生規則に対応した雇入時や作業内容変更時の事業者による安全衛生教育を徹底
介護作業等のノーリフトケア導入推進【腰痛予防の取組状況を向上】
冬季特有の労働災害防止対策の推進【対策実施事業場割合 10%以上増】

【アウトカム】



増加が見込まれる60歳以上の転倒の死傷年千人率 増加に歯止め
転倒による平均休業見込日数 前期5か年比で減少
増加が見込まれる社会福祉施設の死傷者数 前期5か年比+15人以内に抑制

3 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

・ 高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく対策の推進【ガイドラインの認知度と取組状況を向上】

【アウトカム】



増加が見込まれる60歳以上の死傷年千人率 増加に歯止め

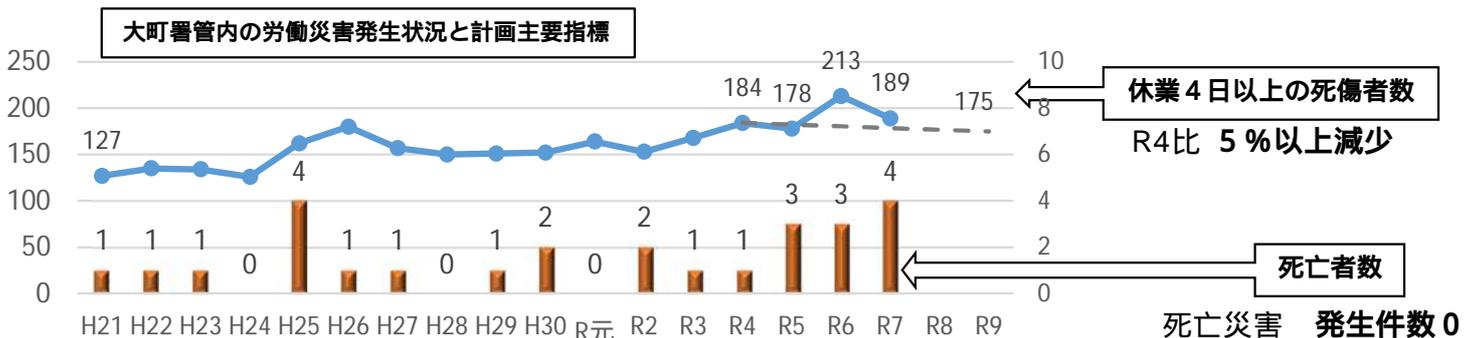
4 多様な働き方等に対応した労働災害防止対策の推進

テレワークガイドラインや副業・兼業ガイドラインに基づく取組を推進
外国人労働者に対し母国語マニュアル等による安全衛生教育や健康管理を推進
【母国語教材や視聴覚教材などで安全衛生教育を行う取組状況を向上】
労働者ではない働く者について法令に基づく安全衛生対策を徹底
障害者の障害の種類や程度に応じた安全衛生対策を推進

【アウトカム】



外国人労働者の死傷年千人率 10%以上減少



第12次計画対象期間

第13次計画対象期間

第14次計画対象期間

5 業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業対策（墜落・転落を重点とし、荷役作業時の5大災害防止をはじめ「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を推進）

【荷主、配送先、元請事業者等による関係措置の実施割合 10%以上増 等】

建設業対策（労使による基本的な安全措置の徹底、リスクアセスメントに基づく取組の推進）【工事計画・設計段階での実施事業場割合 10%以上増 等】

製造業対策（労使による動力機械の災害防止3原則の徹底、リスクアセスメントに基づく取組の推進）【実施事業場割合 10%以上増】

林業対策（長野局伐木作業チェックリスト等活用し、伐木等作業の安全ガイドラインの措置を推進）【裂け上がり防止措置 実施状況の向上】

索道業対策（冬季の転倒災害を中心とした労働災害対策、未熟練労働者への安全衛生教育の徹底）

その他の業種対策（飲食店、旅館業、農業、ビルメンテナンス業等）

[アウトカム]



陸上貨物運送事業 死傷者数 5%以上減少
建設業 死亡者数 0人
製造業 動力機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷災害 年間10人未満
林業 死亡者数 0人

6 労働者の健康確保対策の推進

メンタルヘルス対策（小規模事業場を含むメンタルヘルス対策の一層の推進）

【50人未満事業場 対策に取り組む割合^{注1} 10%以上増加】

【50人以上事業場 対策に積極的な割合^{注2} 5%以上増加】

過重労働対策

- ・健康診断後の医師からの意見聴取実施の徹底
- ・年次有給休暇の取得促進や勤務間インターバル制度導入など労働時間等設定改善

産業保健活動の推進（THP指針、治療と仕事の両立支援を含む）

- ・長野産業保健総合支援センター活用促進【センターの認知度 90%以上】

[アウトカム]



勤務問題の悩みが相談できていると感じる人の割合 増加 等

7 化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質対策（リスクアセスメントに基づく措置）【実施事業場割合 20%以上増加】

石綿、粉じん対策

- ・石綿事前調査の適切な実施を徹底するため、店社や現場への立入強化
- ・第10次粉じん障害防止対策の推進（呼吸用保護具の使用の徹底や適正な使用の推進等）

熱中症、騒音対策【暑さ指数把握の建設業の事業場割合 増加】

- ・熱中症による死亡者の撲滅、騒音障害防止のためのガイドラインに基づく措置の推進

電離放射線対策（改正電離則に基づく医療従事者の被ばく線量管理等）

[アウトカム]



化学物質災害 前期5か年比で減少
増加が見込まれる熱中症死傷者数 前期5か年比で減少

石綿、粉じんや電離放射線による健康障害防止対策については、関係法令を遵守し、着実に措置を実施することを重点としたところ、法令を遵守することは当然のことであり、指標として評価することはしない。

（注1,2）注1については以下の ~ のうち1項目以上、注2は以下の ~ のうち4項目以上に取り組む事業場を指す（第13次計画までと同じ）。

衛生委員会等での調査審議、心の健康づくり計画の策定、事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任、労働者への教育研修の実施、管理監督者への教育研修の実施、労働者からの相談体制の整備、職場復帰支援体制の整備、ストレスチェックの実施

労働災害の発生状況

< 第1表 > 令和7年(1月1日～12月末日) 業種別労働災害発生状況(統計値)

大町労働基準監督署

区分 業種		休業4日以上災害				
		令和5年	令和6年	令和7年	対前年増減 (人数)	対前年増減(%)
製造業	食料品製造業	13	23	12	11	
	繊維・繊維製品製造業					
	木材・木製品製造業	3				
	パルプ・紙・紙加工品・印刷製本業	1	1	1		
	化学工業	(1) 3	4	2	2	
	窯業・土石製品製造業	2	2	1	1	
	鉄鋼・非鉄金属製造業	1	1		1	
	金属製品製造業	7	4	6	2	
	一般機械器具製造業	6	3		3	
	電気機械器具製造業	8	13	9	4	
	輸送用機械器具製造業		3	1	2	
	電気・ガス・水道業			1	1	
	その他の製造業	2	1	3	2	
	小計	(1) 46	55	36	19	34.5%
鉱業			1		1	100.0%
建設業	土木工事業	4	5	(2) 6	(2) 1	
	建築工事業	5	(3) 16	11	(3) 5	
	うち木造建築工事業	3	5	9	4	
	その他の建設業	5	3	8	5	
	小計	14	(3) 24	(2) 25	(1) 1	4.2%
運輸貨物業	道路貨物運送業	12	9	16	7	
	その他の運輸交通業	6	6	1	5	
	陸上貨物取扱業					
	小計	18	15	17	2	13.3%
林業		2	5	7	2	40.0%
その他の事業	農業・畜水産業	(1) 7	3	(1) 6	(1) 3	
	卸売業・小売業	33	28	29	1	
	通信業	4	6	6		
	保健衛生業	16	26	(1) 22	(1) 4	
	旅館業	7	12	8	4	
	飲食業	3	3	4	1	
	その他接客娯楽業(ゴルフ場等)	7	6	9	3	
	清掃・と畜業	3	5	5		
	ビル管理業	(1) 1	1		1	
	上記以外の業種	17	23	15	8	
	小計	(2) 98	113	(2) 104	(2) 9	8.0%
	合計		(3) 178	(3) 213	(4) 189	(1) 24
死亡災害		3	3	4	1	

(注) 1. () 書きは、死亡者数で死傷者数の内数である。2. 単位、人。3. 新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。

労災隠しは犯罪です！「労働者が業務中等に負傷し、又は中毒や疾病にかかったことにより、死亡もしくは休業を要した場合、労働安全衛生法により事業者には「労働者死傷病報告」の提出が義務付けられています。死亡及び休業4日以上の場合、遅滞なく、「労働者死傷病報告」を所轄労働基準監督署長へ届け出ましょう。なお、「労働者死傷病報告」は電子申請が義務化となっておりますので、電子申請で届け出てください。

＜第2表＞ 令和7年(1月1日～12月末日) 業種別・事故の型別労働災害発生状況(統計値)

大町労働基準監督署

業種	事故の型	1.墜落・転落		2.転倒		3.衝突	4.陥没・落下	5.崩壊・倒壊	6.跳だされ・巻き込まれ	7.はさまれ・巻き込まれ	8.切りこまれ	11.高圧電線	12.有害物	17.15交通事故	19.無理な動作		その他計	合計	前年同期	対前年同期増減		業種別比率 (本年死者数/死者数)				
		うち 2m以上	うち つまずき	うち 滑り	うち つまずき										うち 腕痛	死亡				死傷	対前年増減比 (死傷者数)		対前年増減比 (死者数)			
製造業	食料品製造業		4	2	1				3	1	1				3	2		12	23	11	47.8%	6.3%				
	繊維・繊維製品製造業																									
	木材・木製品製造業								1									1	1		0.0%	0.5%				
	パルプ・紙・紙加工品・印刷製本業									1						1			2	4	2	50.0%	1.1%			
	化学工業																		1	2	1	50.0%	0.5%			
	窯業・土石製品製造業																		6	4	2	50.0%	3.2%			
	鉄鋼・非鉄金属製造業																			3	3	100.0%				
	金属製品製造業																			9	13	4	30.8%	4.8%		
	一般機械器具製造業																			1	3	2	66.7%	0.5%		
	電気機械器具製造業																			1		1		0.5%		
輸送用機械器具製造業																			3	1	2	200.0%	1.6%			
電気・ガス・水道業																			36	55	19	34.5%	19.0%			
その他の製造業																			1	1	1	100.0%				
小計			11	6	4	2	1		7	2	2	1	1		7	3		(2)	6	5	2	1	20.0%	3.2%		
建設業																			11	(3)	16	3	5	31.3%	5.8%	
土木工事業																			1							
建築工事業																			1							
うち木造建築業																			1							
その他の建設業																			1							
小計																			8	3	5	1	1	166.7%	4.2%	
運輸業																			(2)	25	(3)	24	1	1	4.2%	13.2%
道路貨物運送業																			16							
その他の運輸交通業																			1							
陸上貨物取扱業																			1							
小計																			17	15	2					
林業																			7	5	2					
農業・畜水産業																			(1)	6	3	1	3	100.0%	3.2%	
卸売業・小売業																			29	28	1					
通信業																			6	6						
保健衛生業(1)																			(1)	22	26	1	4	15.4%	11.6%	
旅館業																			8	12	4					
飲食業																			4	3	1					
その他の接客娯楽業(ゴルフ場等)																			9	6	3	1	33.3%	2.1%		
清掃・と畜業																			5	5	3					
ビル管理業																			1	5	1					
上記以外の業種																			15	23	8					
小計																			(2)	104	113	2	9	8.0%	55.0%	
合計																			(4)	189	(3)	213	1	24	11.3%	100.0%
対前年増減比(死傷者数)																			(3)	213						
対前年増減比(本年の死傷者数)																			(1)	24						
構成比(本年の死傷者数)																			33.3%	11.3%						
																			7.4%	18.5%						
																			2.1%	100.0%						

(注) 1.本統計は「労働者死傷病報告」により、就業日以上の災害を算出したものである。
 2.()内をば、死亡者数で、死傷者数の内数である。
 3.単位：人
 4.新型コロナウイルス感染症の発生による労働災害を除く。

<第3表> 令和7年(1月1日～12月末日)業種別・起因物別労働災害発生状況(統計値)

分類番号 起因物	大町労働基準監督署																			合計	構成比										
	11	12	13	14	15	16	17	18	21	22	23	31	32	33	34	35	36	37	39			41	42	51	52	61	71	92			
種別	原動機	動力伝導機	木材加工用機械	建設機械等	金属加工用機械	一般動力機械	重荷系木材等伐出	食品加工用機械	動力クレーン等	動力運搬機	乗物	圧力容器	化学設備	溶接装置	炉・窯等	電気設備	人力機械工具等	用具	装置その他の設備	低設構築物建築物	床面・通路	危険物・有害物等	材料	荷	環境等	起因物なし	その他計				
食品製造業				1	1			1								3	1				3		1					12	6.3%		
繊維・繊維製品製造業																															
木材・木製品製造業																															
パルプ・紙加工品印刷製本業				1						1							1										1	0.5%			
化学工業																											2	1.1%			
窯業・土石製品製造業																											1	0.5%			
金属製品製造業																											6	3.2%			
一般機械器具製造業																															
電気機械器具製造業						3											1									2	9	4.8%			
輸送用機械器具製造業																			1								1	0.5%			
電気・ガス・水道業																											1	0.5%			
その他の製造業						5		1		3							3	3	1	1	8	1	2	1	1	5	3	1.6%			
小計																											36	19.0%			
鉱業																															
土木工事業				(2)	3																						(2)	6	3.2%		
建築工事業			1								1						3	1									11	5.8%			
建設業			1														2	1									9	4.8%			
設備工事業										2							2	2									8	4.2%			
小計																											(2)	25	13.2%		
運送業										3	1						3	2									16	8.5%			
その他の運輸交通業																											1	0.5%			
陸上貨物取致業																															
小計																															
林業			1							3	1						3	2									17	9.0%			
農業・畜産業			1							1	(1)	2															7	3.7%			
卸売業・小売業																											1	(1)	6	3.2%	
通信業																											29	15.3%			
保健衛生業																	1										6				
旅館業																	1	1	1	(1)	4					3	(1)	22	11.6%		
飲食業																	3										8	53.3%			
その他の接客娯楽業(ゴルフ場等)																	1										4	26.7%			
清掃・と畜業																											9	60.0%			
ビル管理業				1													1										5	33.3%			
上記以外の業種																	1	2	1	1	4						15	7.9%			
小計																	3	10	2	(1)	7	34	2	4	22	5	(2)	104	55.0%		
合計																	12	19	3	(1)	15	48	2	7	8	2	30	6	(4)	189	100.0%
前年同月																	1	15	19	2	69	2	17	4	4	22	8	(3)	213		
対前年増減数																	1	3	1	1	64	1	10	4	2	8	2	(1)	24		
構成比																	6.3%	10.1%	1.6%	7.9%	25.4%	1.1%	3.7%	4.2%	1.1%	15.9%	3.2%	100.0%			

(注) 1. 本統計は、「労働者死傷病報告」により、休業4日以上の災害を集計したものである。 2. 死亡者数は、()書きで死傷者数の内数である。 3. 単位；人

4. '18 食品加工用機械、(旧'16 一般動力機械、)及び'42 床面、通路、(旧'41 低設物、建築物、構築物等)は、令和7年から新設

令和7年 労働災害発生状況の特徴

令和7年まとめ

全体的傾向

- ・ 休業4日以上死傷者（以下、死傷者）は189人であり、前年と比較して24人、率にして11.3%減少した。
- ・ 死亡者は4人であり、前年と比較して1人増加した。なお、死亡者の内訳は、「墜落・転落」が3人、「交通事故」が1人であった。
- ・ 死亡者が4人以上となるのは、平成25年以来、12年ぶりであった。

令和7年は死亡災害が多発した年となった。

業種別傾向

- ・ 死傷者の多い順（中分類）では、「卸売業・小売業」（29人・対前年比1人増加）、「保健衛生業」（22人・対前年比4人減少）、「道路貨物運送業」（16人・対前年比7人増加）となった。
- ・ 「製造業」（大分類）では、対前年比で19人、率にして34.5%減少し、36人となった。最も死傷者が多かったのが「食料品製造業」で、死傷者は12人であった。
- ・ 「建設業」（大分類）では、対前年比で1人、率にして4.2%増加し、25人となった。最も死傷者が多かったのが「建築工事業」で、死傷者は11人であった。そのうち、「木造建築工事業」の死傷者は9人で、対前年比で4人増加した。「その他の建設業」の死傷者は8人で、対前年比で5人増加した。また、死亡者は1人減少して2人となったものの、「建設業」（大分類）において、2年連続で複数の死亡災害が発生した。
- ・ 「運輸貨物業」（大分類）では、対前年比で2人、率にして13.3%増加し、17人となった。特に、「道路貨物運送業」の死傷者は16人となり、対前年比で7人増加した。
- ・ 「林業」では、対前年比で2人、率にして40.0%増加し、7人となった。
- ・ 「農業・畜水産業」及び「保健衛生業」で死亡災害が発生し、それぞれ1人が死亡した。

多くの業種で死傷者が減少したものの、「道路貨物運送業」や「その他建設業」等で死傷者が増加した。

事故の型別傾向

- ・ 死傷者の多い順に、「転倒」（63人、全体の33.3%）、「動作の反動・無理な動作」（35人、全体の18.5%）、「墜落・転落」（29人、全体の15.3%）等であった。
- ・ 前年からの増加人数が多かったのは、順に「墜落・転落」（8人増加、38.1%増）、「激突」（4人増加、66.7%増）、「動作の反動・無理な動作」（2人増加、6.1%増）等であった。
- ・ 死亡者4人の事故の型の内訳は、「墜落・転落」が3人、「交通事故」が1人であった。
- ・ 「転倒」では、「滑り」による転倒と「つまずき」による転倒が6割以上を占めている。
- ・ 「墜落・転落」では、「2メートル未満」からの墜落が7割以上を占めている。
- ・ 「動作の反動・無理な動作」では、「腰痛」が4割を占めている。

令和7年は、「墜落・転落」や「激突」等の災害が増加した。特に、3件の死亡災害の原因となった「墜落・転落」の対策の徹底が重要になってくるといえる。「2メートル未満」からの墜落・転落も多いため、高所作業のみならず、注意が必要である。

起因物別傾向

- ・ 死傷者の多い順に、「床面、通路」を含めた「仮設物・建築物・構築物等」（63人）、「起因物なし」（30人）はしご等の「用具」（19人）となった。

「床面、通路」を起因とした「転倒」による災害が多発した。事業場内外の転倒危険箇所の把握及び改善が不十分であると考えられる。

令和7年 労働災害発生状況の特徴

令和7年まとめ

年齢別傾向

- ・ 年齢が高くなるほど死傷者が多くなる傾向がある。
- ・ 「60歳以上」の死傷者は60人で、全体を占める構成比は31.7%であった。
- ・ 死傷者の多い順に、「60歳以上」(60人)、「50～59歳」(54人)、「40～49歳」(39人)となった。

中高年層の労働者の災害が多発している。「エイジフレンドリーガイドライン」をはじめとした高年齢労働者の労働災害防止にかかる対策が不十分であると考えられる。

経験期間別傾向

- ・ 経験期間が「10年以上」の死傷者は74人(対前年比12人増加)で、全体を占める構成比は39.2%であった。
- ・ 経験期間が「5年以上」の死傷者が全体を占める構成比は50.8%であった。
- ・ 経験期間が「1年未満」の死傷者は34人(対前年比17人減少)で、全体を占める構成比は18.0%であった。

中堅からベテラン労働者による災害が多発しており、慣れによる危険感受性の欠如が原因として考えられる。また、経験期間が少ない労働者の災害も発生しており、雇入れ時の教育等が不十分であることが原因として考えられる。

事業場規模別

- ・ 「9人以下」の事業場における死傷者が38人、「10～29人」の事業場における死傷者が53人であり、「30人未満」の事業場における死傷者が全体を占める構成比は48.1%であった。
- ・ 前年から増加したのは、「9人以下」の事業場(5人増加)であった。

小規模事業場における災害が多発した。小規模事業場では、安全担当者が定まっていないことも少なくないため、経営トップが中心となり、事業場内の安全管理体制を確立させ、安全管理活動を行っていく必要がある。

事故の型別・起因物別傾向

- ・ 「仮設物・建築物・構築物等(床面、通路を含む)を起因とする転倒」災害が最も多く(42人)、全体の22.2%を占めている。
- ・ 「仮設物・建築物・構築物等(床面、通路を含む)を起因とする墜落・転落」は10人となり、前年より1人増加した。

床面、通路等で転倒する災害が多発した。事業場内の環境や設備が十分に整備されていないことが原因として考えられる。

月別傾向

- ・ 「7月」の死傷者が21人と最も多く、次いで「2月」の死傷者が20人となっている。なお、7月に最も多かった事故の型は、「動作の反動・無理な動作」(9人)であった。
- ・ 最も死傷者が少なかった月は「12月」であり、死傷者は8人であった。
- ・ 「転倒」による死傷者は、「1月」(10人)と「2月」(9人)に多かった。

冬季は転倒災害を中心に災害が増加したが、冬季以外の月も冬季と同程度に災害が発生しているため、冬季に限らず、いずれの時季でも各災害の対策を徹底する必要がある。

時間別

- ・ 「10時台」の死傷者が27人と最も多く、次いで「11時台」(26人)、「14時台」(23人)と続いた。
- ・ 「8時台」から「11時台」の合計が73人、「13時台」から「17時台」の合計が72人となっている。

ある程度業務が進み、労働者も慣れはじめた時間帯(10時～12時)に多くの災害が発生した。気が緩みやすくなる時間帯での災害に注意する必要がある。また、疲労が蓄積される午後の時間帯にも注意する必要がある。

労働災害の推移・全産業傾向

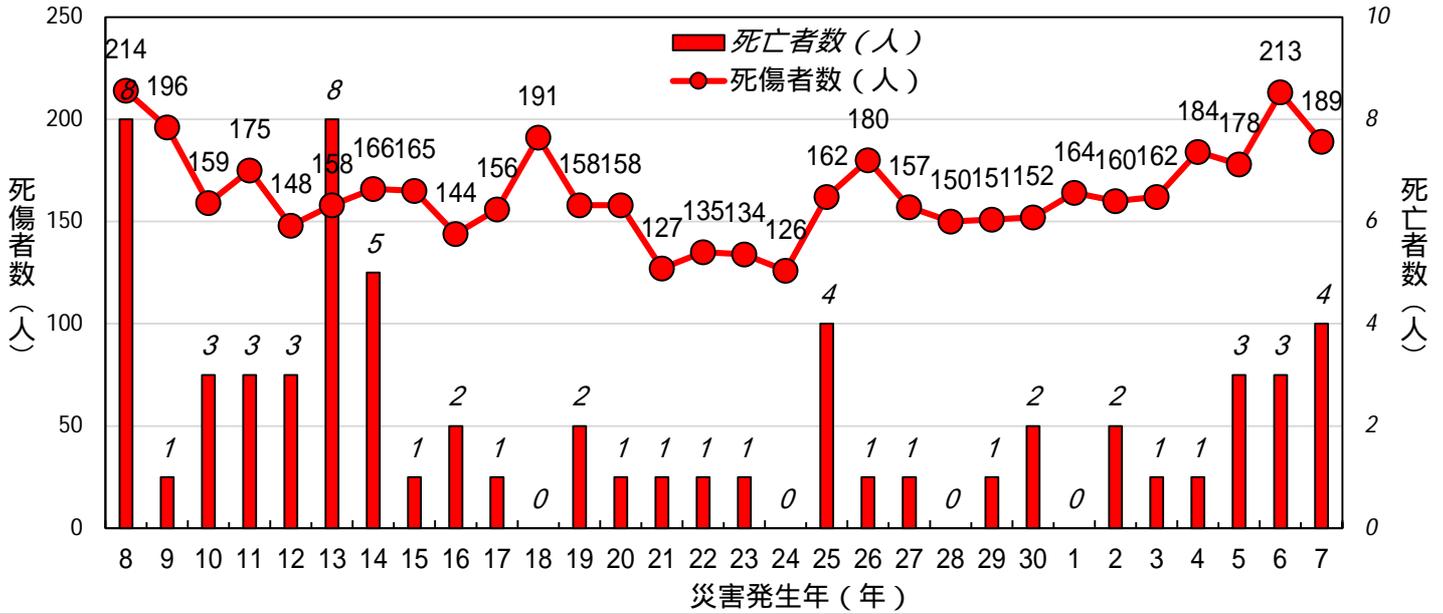
1 労働災害発生状況の傾向

令和7年の死傷者は189人で、対前年比で24人減少した。

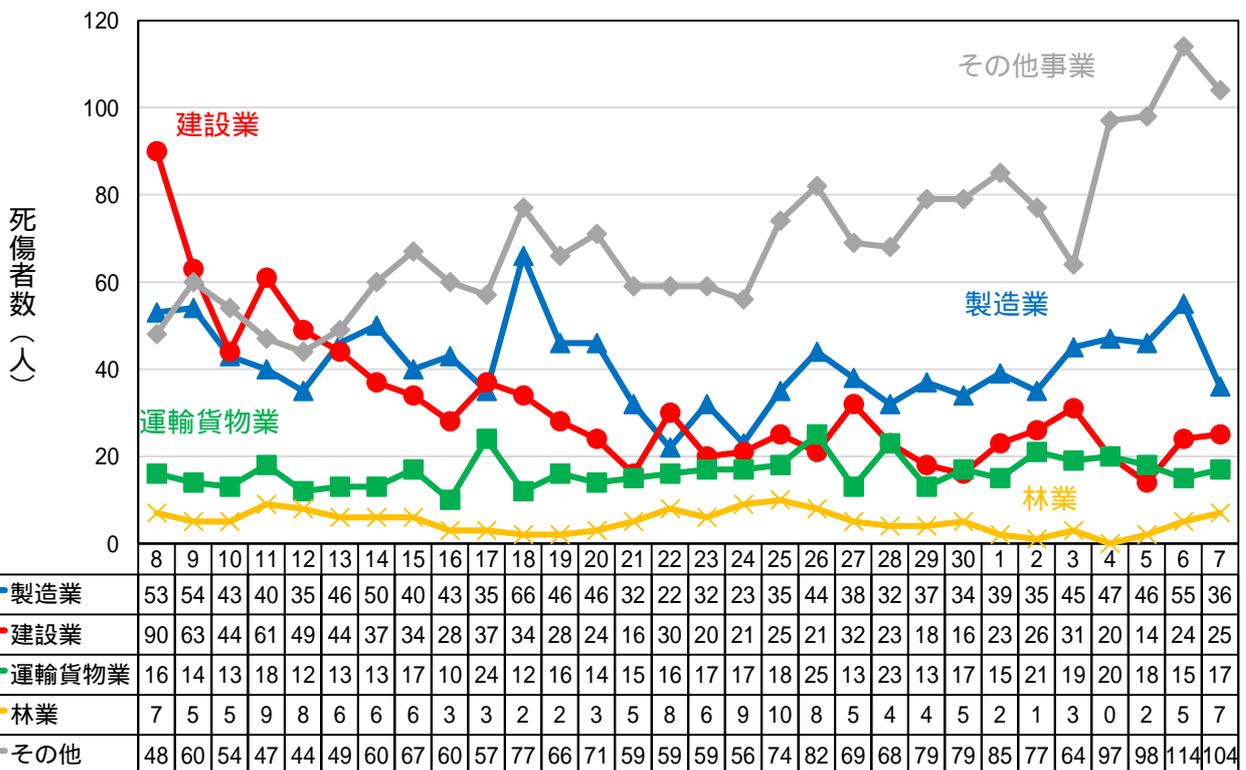
死亡者は4人で、対前年比で1人増加した。

死亡者が3人を超過するのは、平成25年以来、12年ぶりであった。

第1図 死傷災害(休業4日以上)と死亡災害の推移

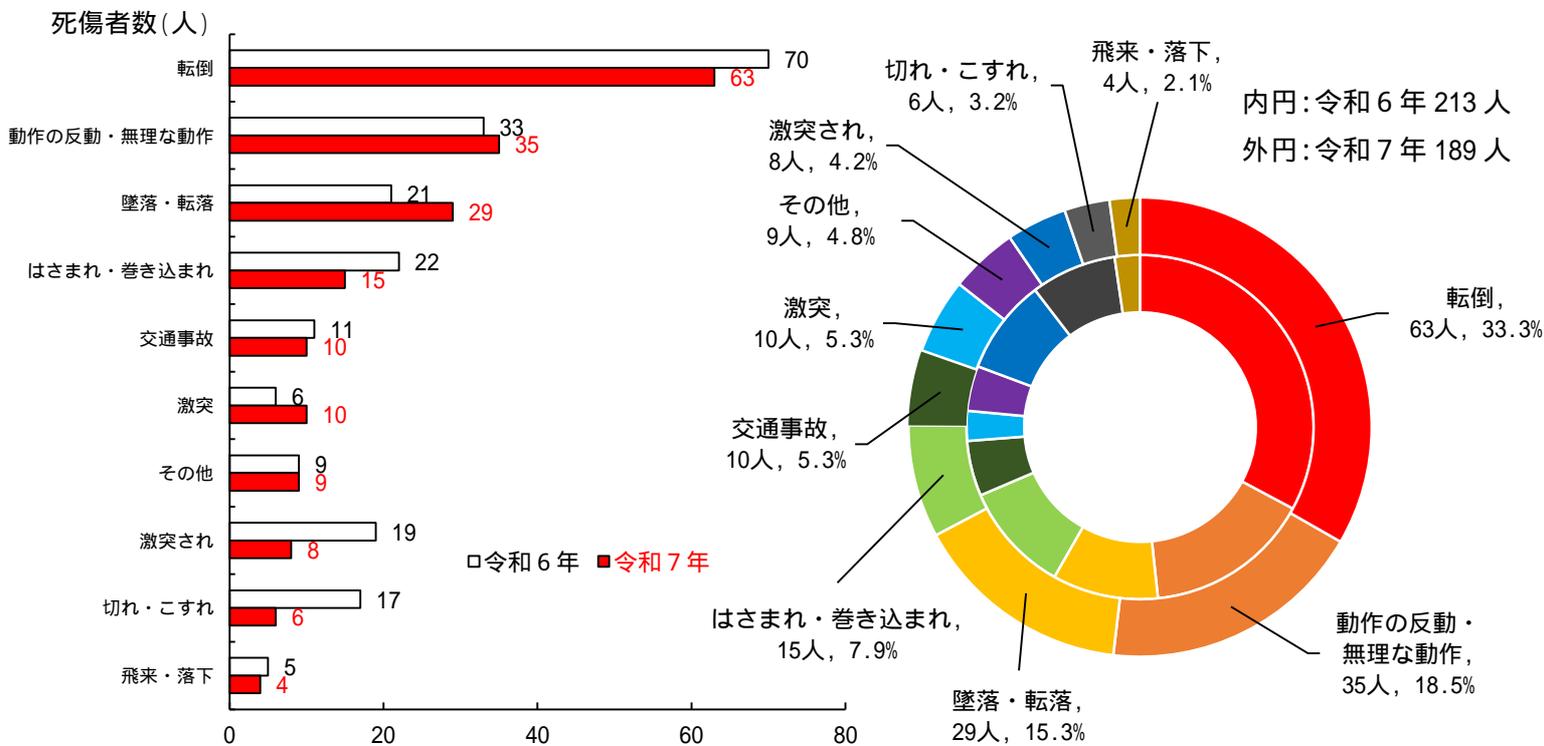


第2図 業種別労働災害の推移

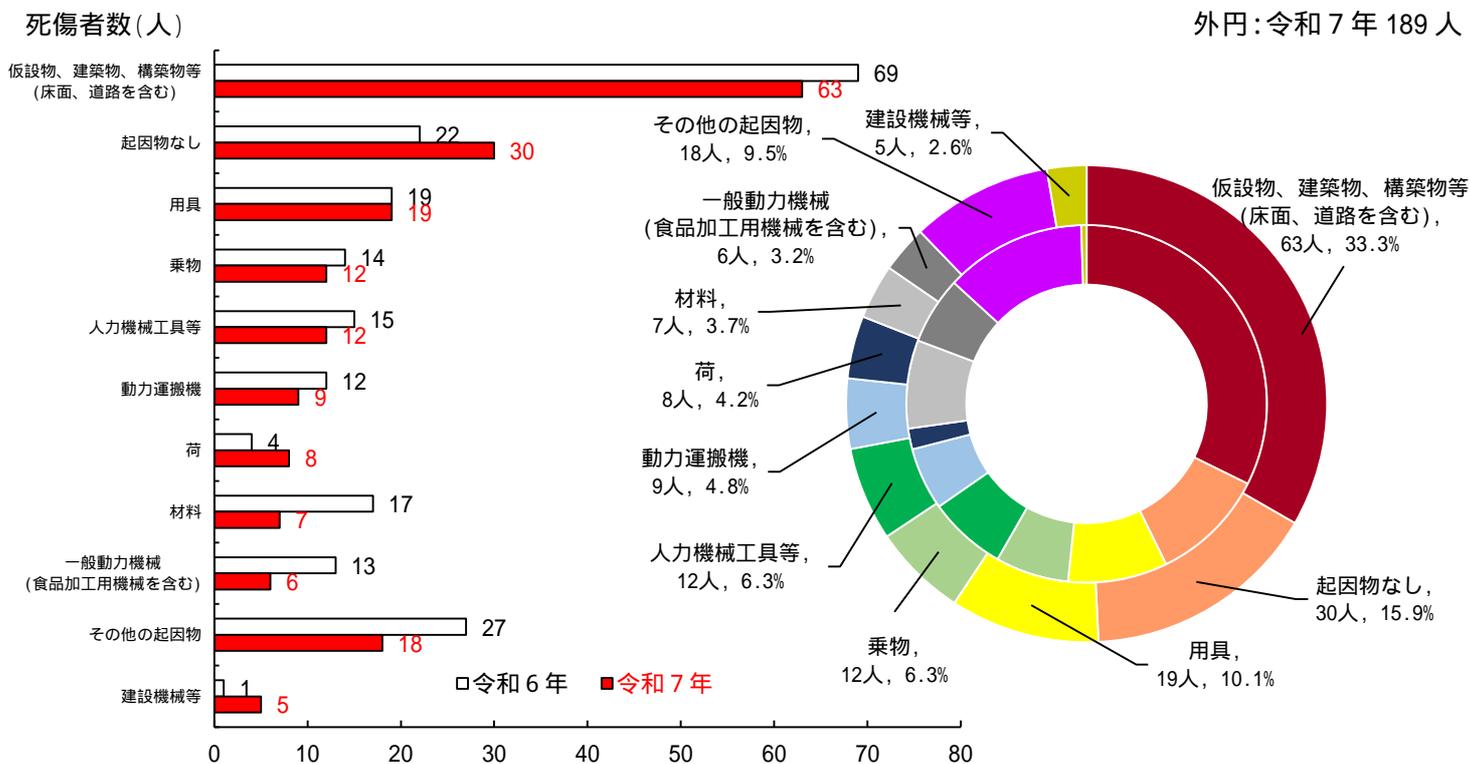


2 災害発生状況の前年比較

第3図 事故の型別発生状況(死傷者数と割合)

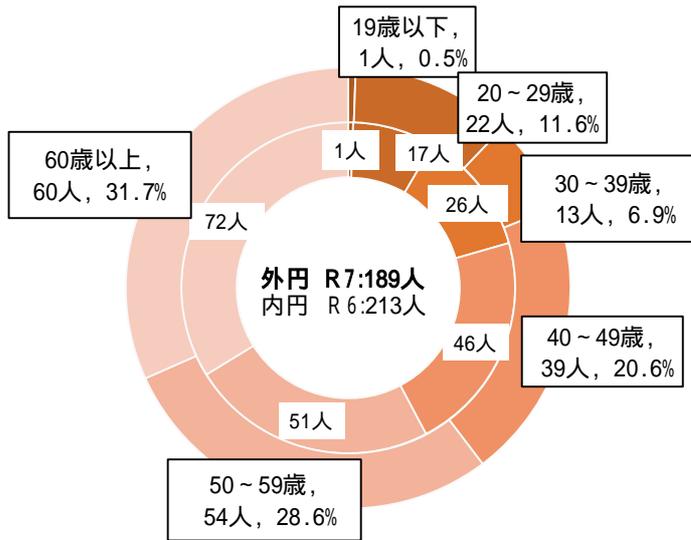


第4図 起因物別発生状況(死傷者数と割合)



第5図

年齢別発生状況

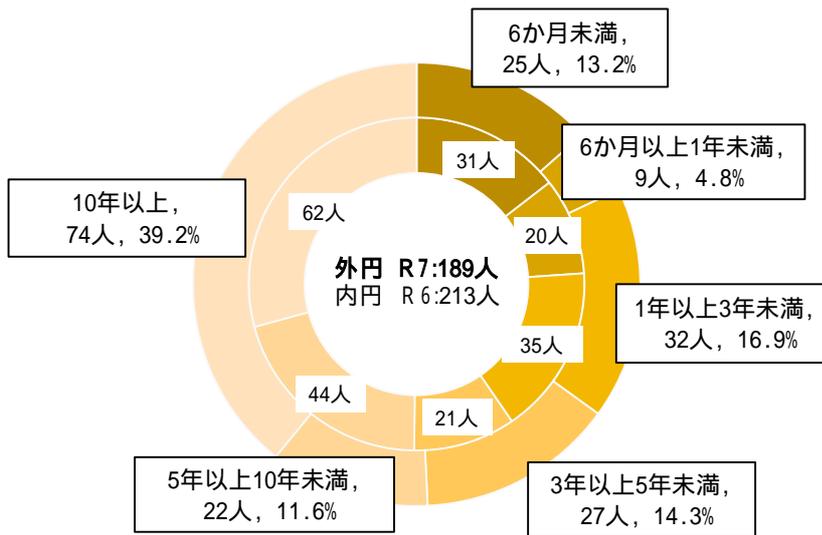


特徴

- ・「60歳以上」の死傷者は前年より12人減少し、構成比は31.7%であった。
- ・「39歳以下」の死傷者は前年より8人減少し、構成比は19.0%であった。
- ・「50歳以上」の死傷者の構成比が60.3%となり、全体の6割以上が50歳以上の労働者であった。

第6図

経験期間別発生状況



特徴

- ・経験期間が「10年以上」の死傷者は74人となり、前年より12人増加した。
- ・経験期間が「5年以上」の死傷者の構成比は50.8%となり、死傷者の約半数が「5年以上」の経験を有する労働者であった。
- ・経験期間が「1年未満」の死傷者は34人となり、前年より17人減少した。構成比は18.0%であった。

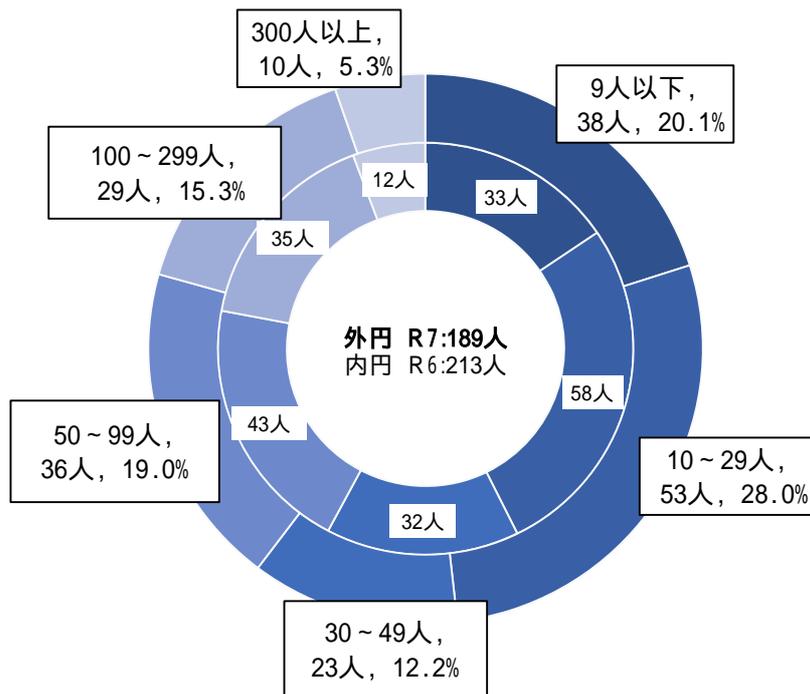
第4表

地域別業種別発生件数(大分類)

業種	地域	大町市	池田町	松川村	白馬村	小谷村	安曇野市	松本市梓川地区	総計
製造業		6	1	1	1		24	3	36
鉱業									0
建設業		5	3	1	5	2	8	1	25
運輸貨物業		1			1		14	1	17
林業		5					2		7
卸小売業				1	1		24	3	29
保健衛生業		5		1			15	1	22
旅館業		2			1	2	2	1	8
飲食業		2					2		4
その他接客娯楽					4		5		9
清掃・と畜業		2		3					5
上記以外		6	1		6	1	13		27
総計		34	5	7	19	5	109	10	189

第7図

事業場規模別発生状況

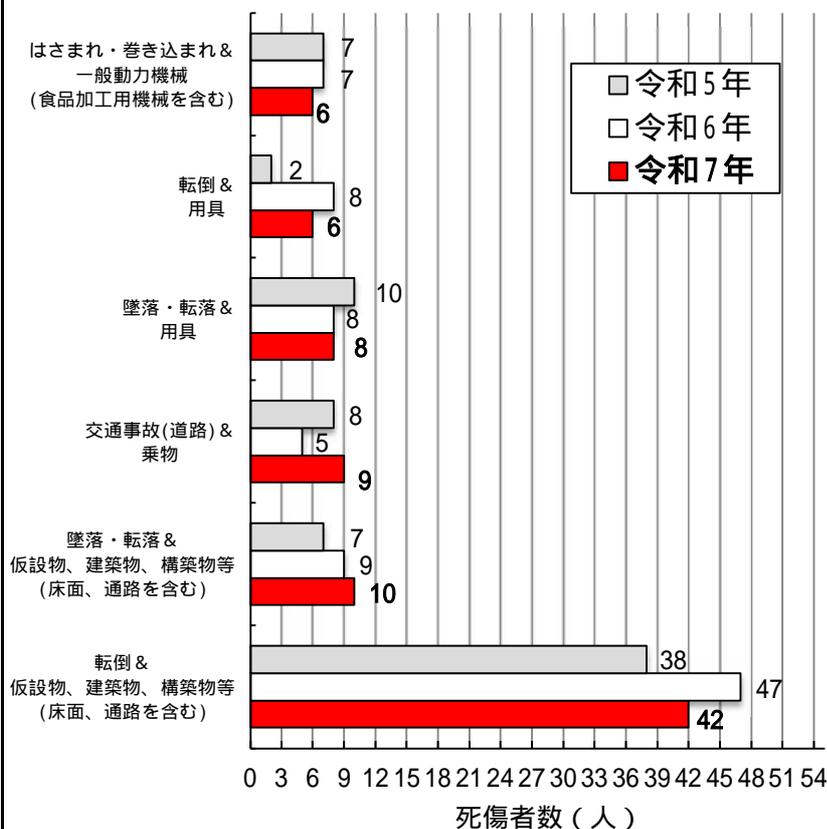


特徴

- ・「49人以下」の事業場における死傷者は前年よりも9人減少した。また、構成比は60.3%であった。
- ・「50人以上」の事業場における死傷者は前年よりも15人減少した。
- ・依然として小規模事業場における災害が多いが、規模が大きい事業場でも災害が発生している。

第8図

主な事故の型・起因物別発生状況

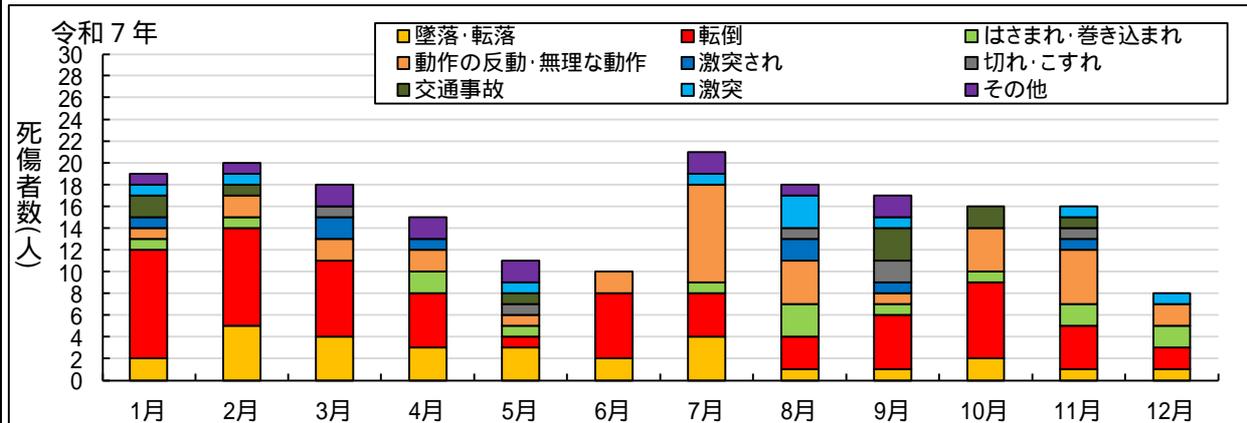
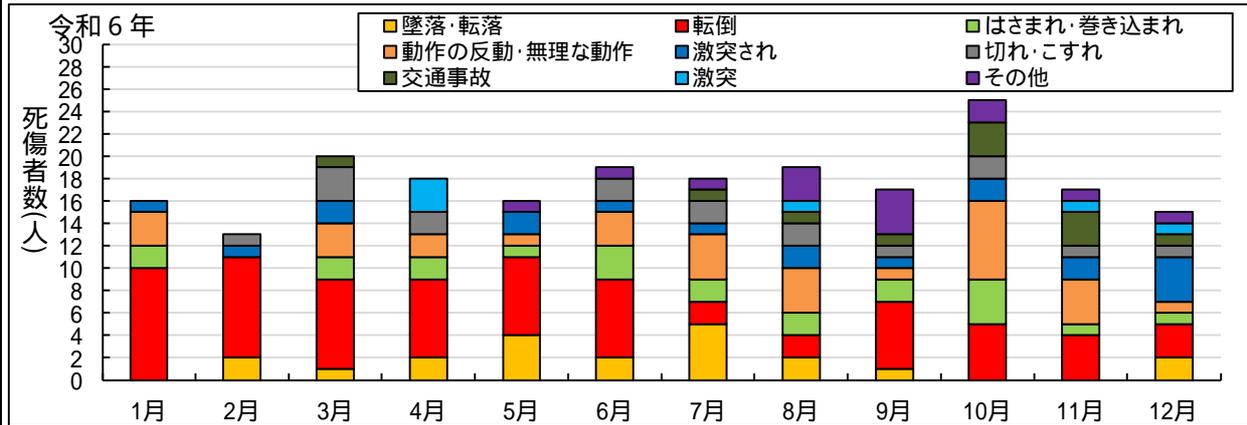


特徴

- ・「仮設物・建築物・構築物等(床面、通路を含む)を起因とする転倒」は42人となり、前年同様最多となった。
- ・「仮設物・建築物・構築物等(床面、通路を含む)を起因とする墜落・転落」は10人となり、前年よりも1人増加した。
- ・「乗物を起因とする交通事故(道路)」は9人となり、前年より4人増加した。
- ・「用具を起因とする墜落・転落」は前年と同様8人となった。
- ・「用具を起因とする転倒」及び「一般動力機械(食品加工用機械を含む)を起因とするはさまれ・巻き込まれ災害」が同数で6人となった。

第9図

月別・事故の型別発生状況

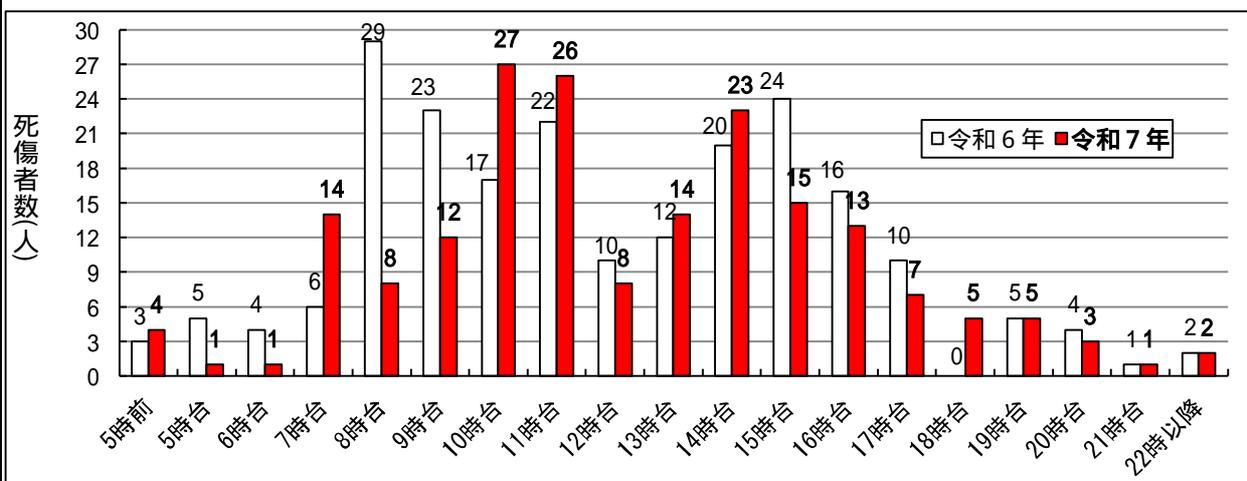


特徴

- ・月別では、「7月」の死傷者が「動作の反動・無理な動作」等を中心に21人となり、年間最多となった。一方、「12月」の死傷者は8人となり、年間最小となった。
- ・「転倒」による災害は、「1月」と「2月」の冬季を中心に発生している。
- ・「5月」、「6月」、「12月」を除いた月では、15人～21人で推移しており、時季に大きな偏りなく災害が発生している。

第10図

時間別発生状況



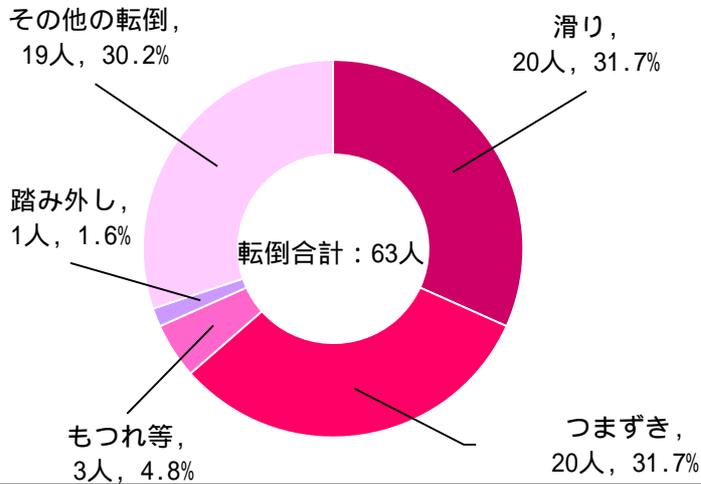
特徴

- ・「10時台」の死傷者が27人と最も多くなり、「10時台」から「11時台」にかけて多くの災害が発生した。
- ・午前中の死傷者は93人、午後の死傷者が96人となった。一方、日中は、「8時台」から「11時台」の合計が73人、「13時台」から「17時台」の合計が72人となった。
- ・午後の時間帯では、「14時台」から「15時台」に多くの災害が発生した。

転倒、墜落・転落、動作の反動・無理な動作の発生状況

第11図

転倒の内訳

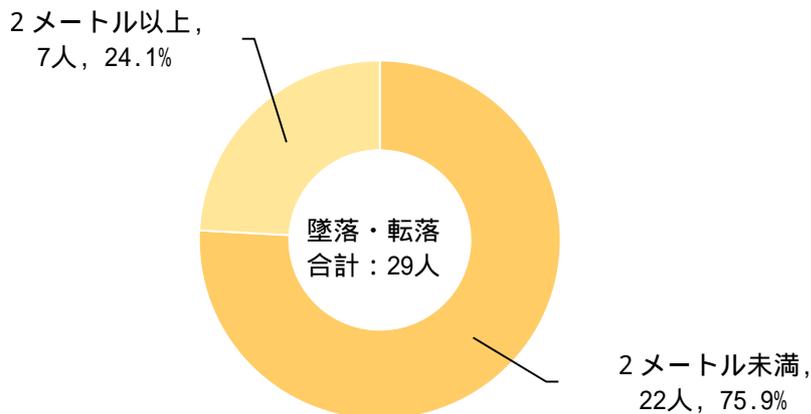


特徴

- ・「滑り」による転倒の死傷者と「つまずき」による転倒の死傷者がそれぞれ20人となっており、「滑り」と「つまずき」で転倒災害全体の6割以上を占めている。
- ・「つまずき」、「滑り」、「もつれ等」、「踏み外し」のいずれにも分類されない「その他の転倒」の死傷者が19人となっている。

第12図

墜落・転落の内訳

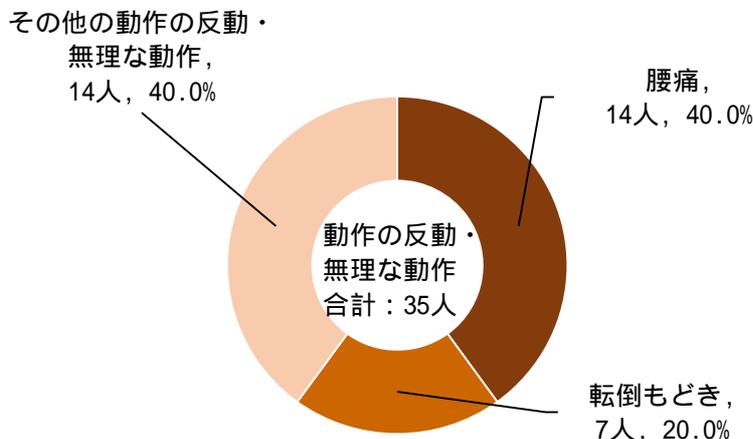


特徴

- ・「2メートル未満」からの墜落・転落の死傷者が22人となっており、「墜落・転落」による死傷者の7割以上を占めている。
- ・「2メートル未満」からの墜落・転落では、トラック、階段、脚立からの墜落・転落が多い。

第13図

動作の反動・無理な動作の内訳



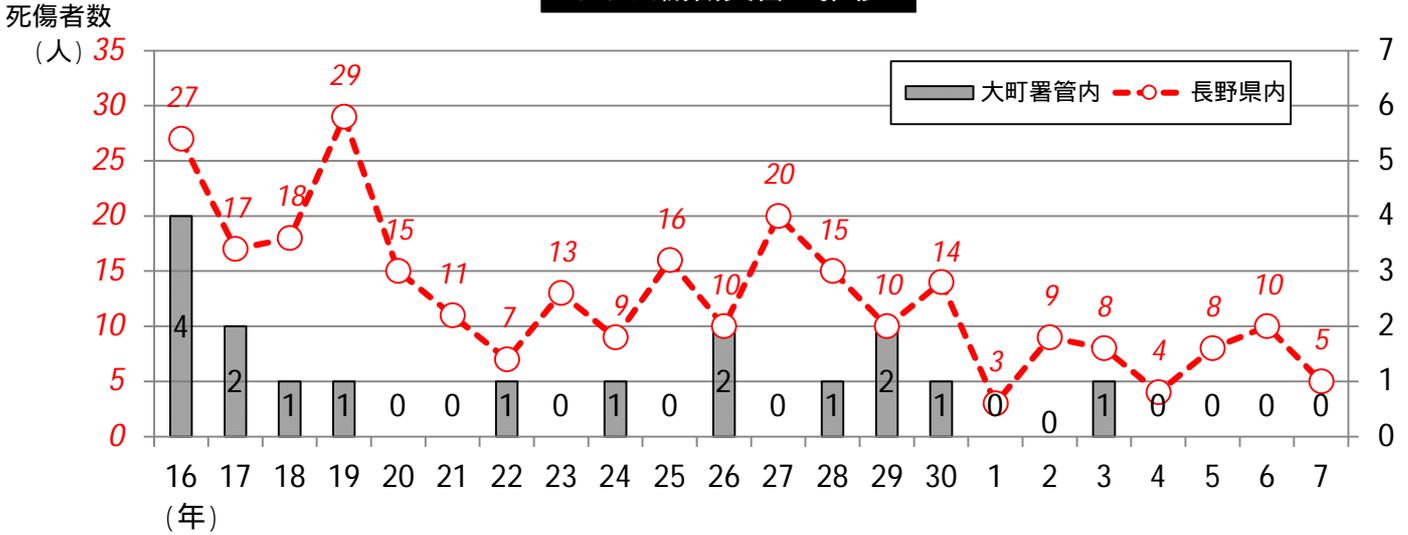
特徴

- ・「腰痛」の死傷者が14人、「転倒もどき」の死傷者が7人、「その他の動作の反動・無理な動作」の死傷者が14人となっている。
- ・「腰痛」が全体の4割を占めている。
- ・「転倒もどき」が全体の2割を占めている。

プレス機械・木材加工用機械災害発生状況

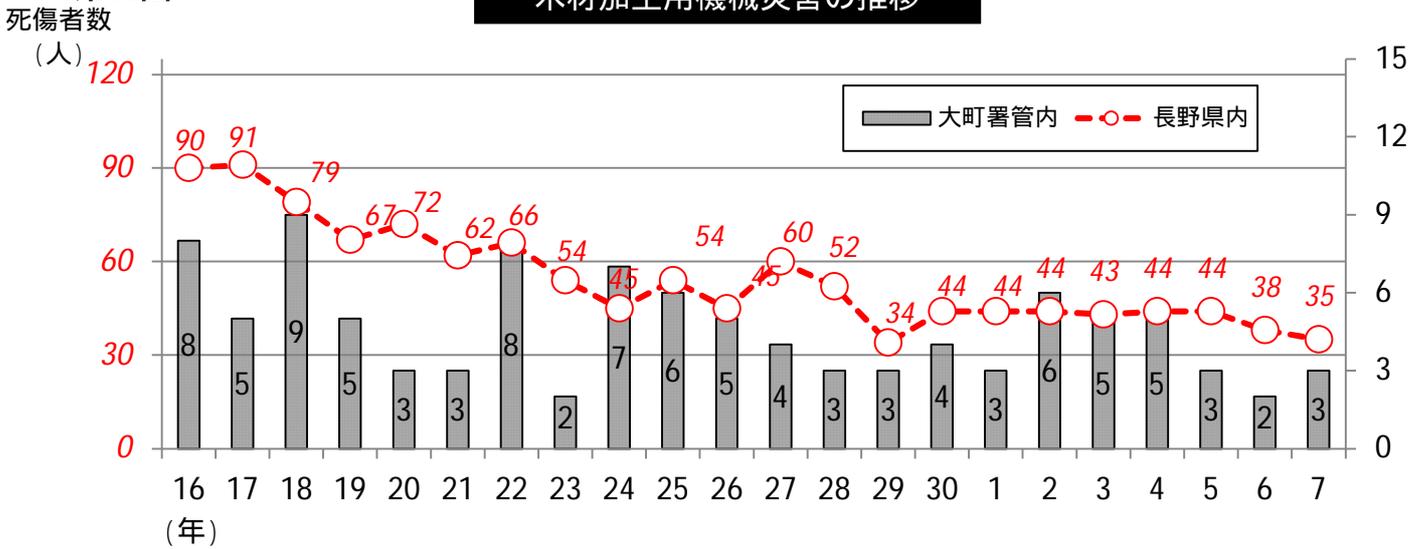
第14図

プレス機械災害の推移



第15図

木材加工用機械災害の推移



第5表

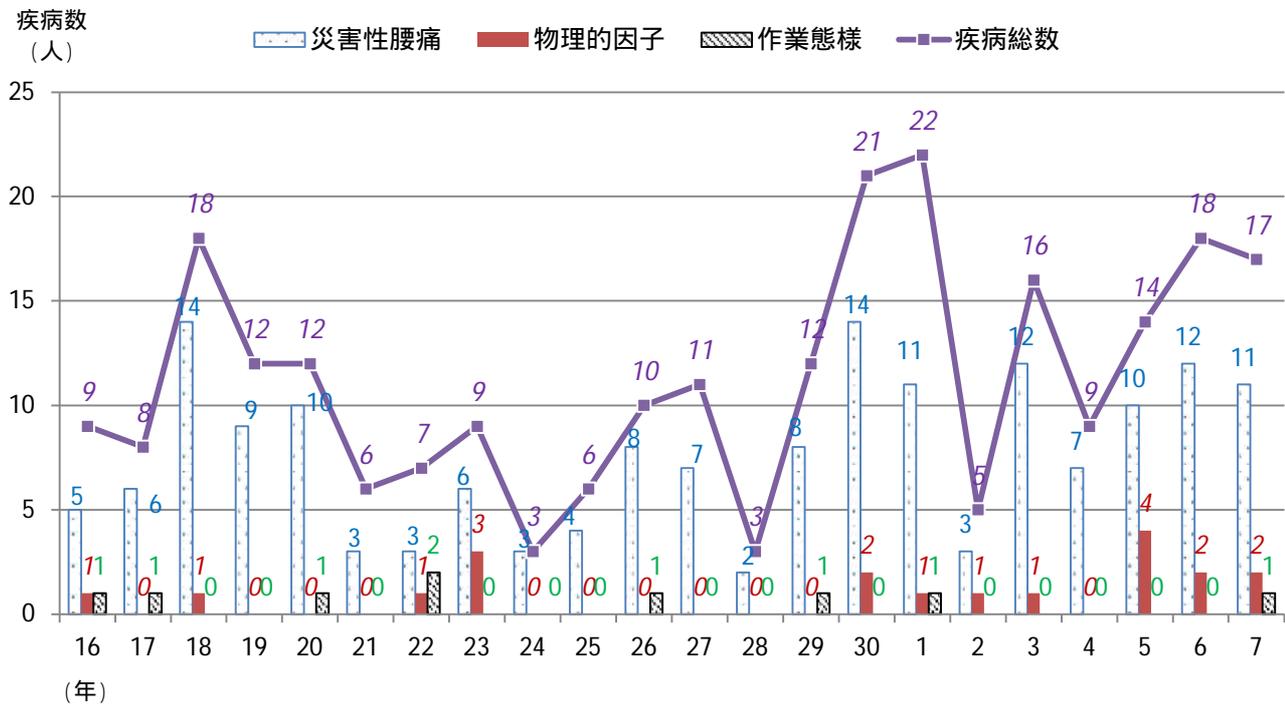
令和7年に発生した木材加工用機械災害の内訳

業種		製木材・造木製品	建設業	林業	その他の業種	合計
木材加工用機械						
丸のこ盤	定置式					0
	携帯用または可搬式					0
かんな盤	手押し式					0
	自動式		1			1
	携帯用または可搬式					0
帯のこ盤						0
木工フライス・ルーター・面取り盤						0
その他(木工旋盤・チェーンソー等)				1	1	2
合計		0	1	1	1	3

職業性疾病・健康診断結果

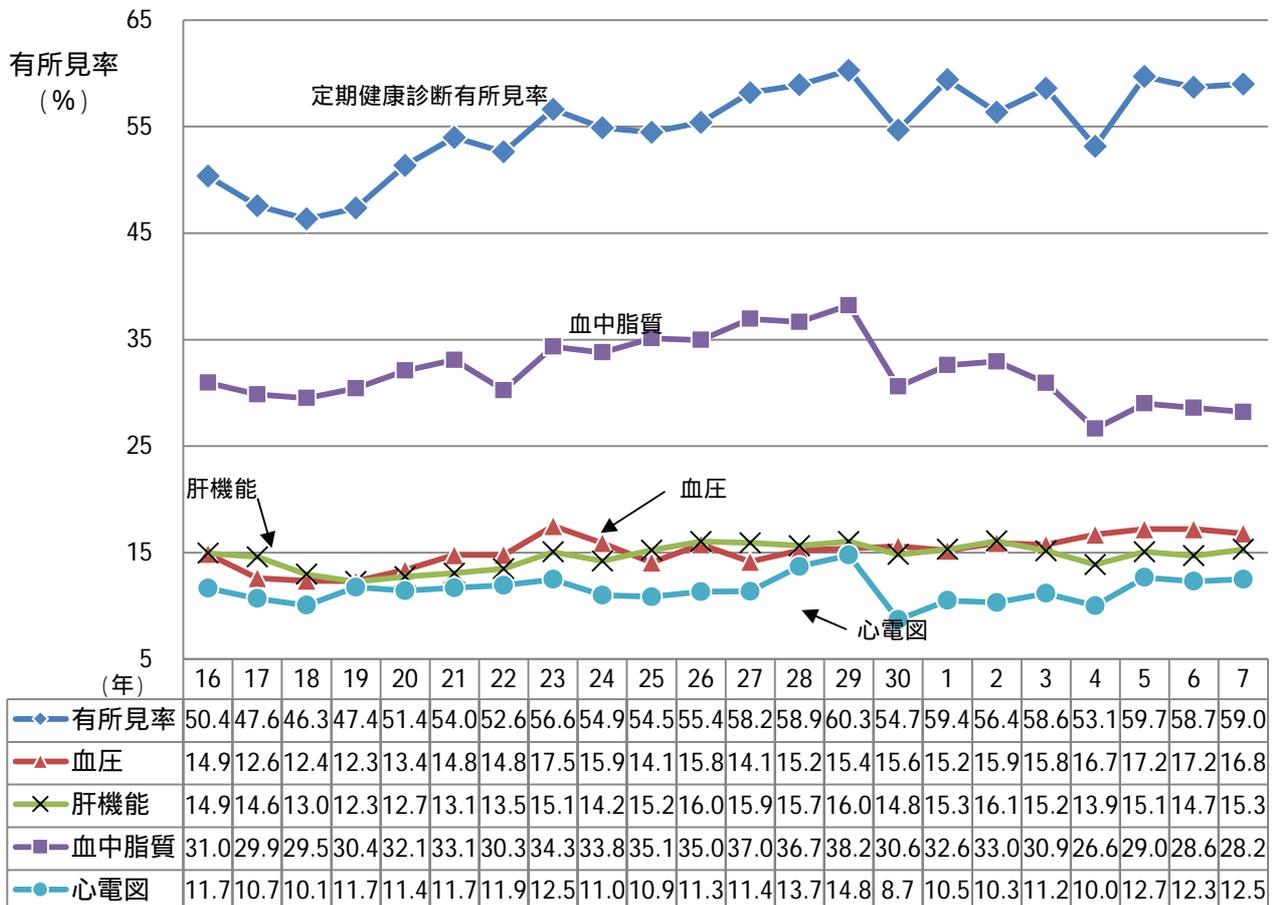
第16図

業務上疾病発生状況の推移



第17図

主な項目別有所見率の推移



業種別労働災害の傾向と問題点

製造業(36人)

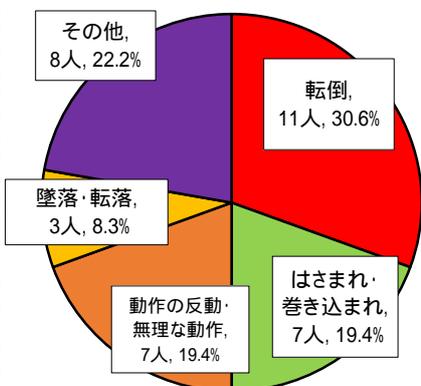
傾向と問題点

- ▶ 製造業全体の死傷者は36人となり、対前年比で19人、率にして34.5%減少した。
- ▶ 事故の型別では、「転倒」による死傷者が11人(対前年比6人減少)と最多となった。
- ▶ 依然として機械による「はさまれ・巻き込まれ」による災害が多発する傾向にある。「はさまれ・巻き込まれ」による死傷者は7人となり、「転倒」に次ぐ数となった。特に、機械の清掃や調整等の非定常時の作業において、当該機械を停止させずに作業させたことにより発生する災害が散見される。
- ▶ 「動作の反動・無理な動作」による災害も多発し、死傷者は7人となり、「はさまれ・巻き込まれ」と同数となった。
- ▶ 50歳以上の死傷者が5割以上を占めた。
- ▶ 労働者50人以上の事業場における死傷者が5割以上を占めた。

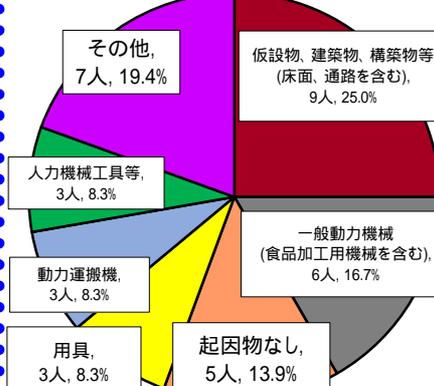


【事例】 機械内部の設備に汚れを発見したため、当該汚れを取り除くべく、当該機械を停止させずに手を出してしまい、巻き込まれた。(40歳代/休業見込み1か月)

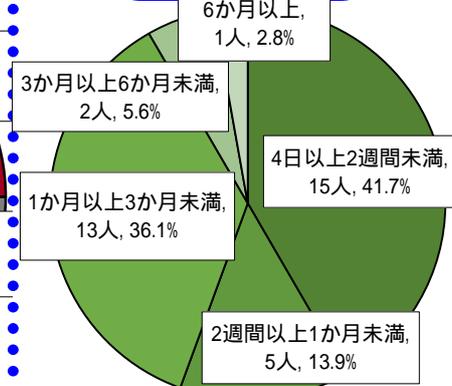
事故の型別



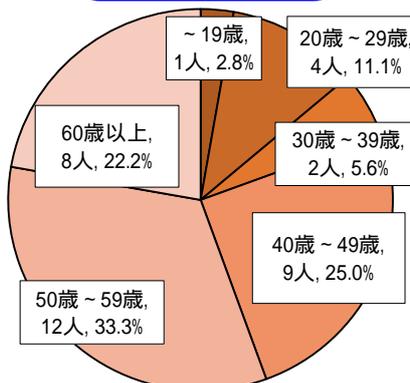
起因物別



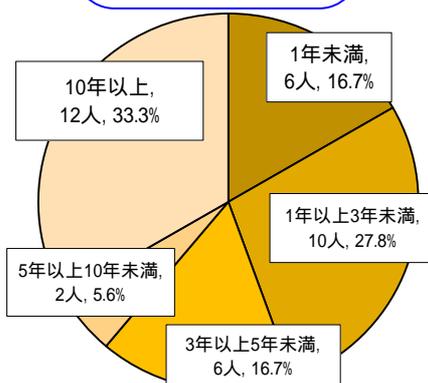
災害程度別



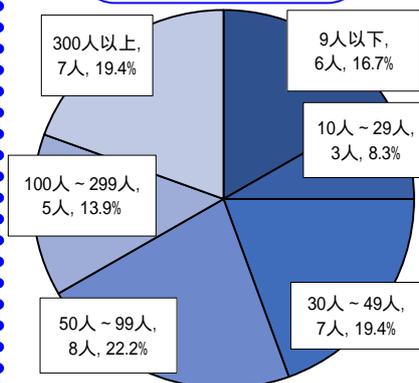
年齢別



経験期間別



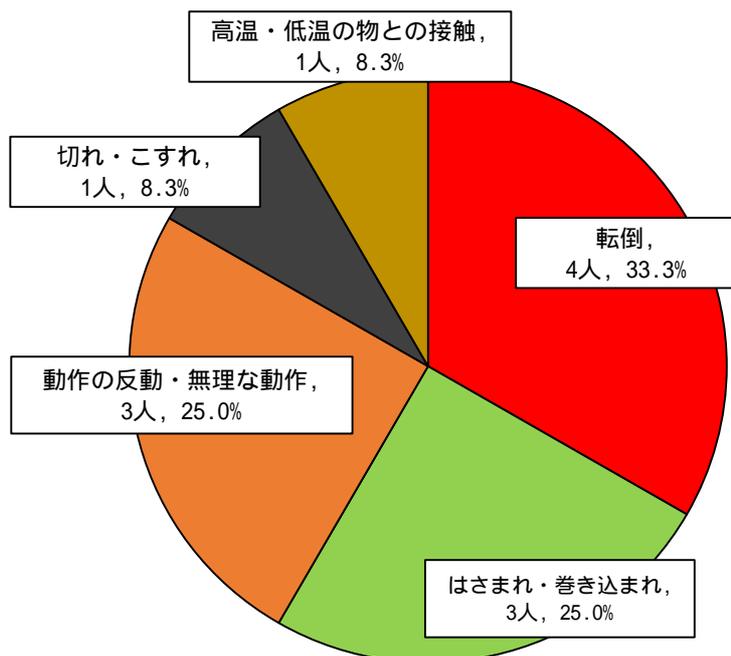
事業場規模別



重点的に実施すべき対策

- ▶ 「転倒」を防止するため、事業場内における4S(整理、整頓、清掃、清潔)活動やリスクアセスメント等を通じて転倒危険箇所を改善していく。また、高齢労働者の災害を防止するため、体操をはじめとした転倒しにくい身体づくりに取り組んだり、転倒しにくい作業方法を採用したりする。
- ▶ リスク低減措置を講じるに当たっては、危険源の除去・低減等の本質安全化を優先して検討し、リスク低減措置実施後の検証も行う。また、労働者に対し、清掃・調整等の作業時における機械の停止を徹底するよう教育するだけでなく、事業場全体でトラブル対処等の際に機械を確実に停止することができる環境にするとともに、インターロック式機構の導入等、ハード対策を強化していく。
- ▶ 安全衛生委員会の設置義務がある事業場での災害が多発していることから、安全衛生委員会が十分に機能していない、安全管理者や衛生管理者等の職務が十分に行われていない等の可能性も考えられる。安全衛生委員会の充実化を図り、自主的な安全衛生活動を向上させる。

食料品製造業の災害傾向



- ▶ 死傷者は12人となり、対前年比で11人、率にして47.8%減少した。
- ▶ 事故の型別では、「転倒」による死傷者が4人で最多となり、次いで、「はさまれ・巻き込まれ」と「動作の反動・無理な動作」が続いた。
- ▶ 「転倒」による死傷者は、前年より7人減少した。
- ▶ 「はさまれ・巻き込まれ」による死傷者は前年同様3人であった。
- ▶ 前年0人であった「動作の反動・無理な動作」による死傷者は3人となった。

林業(7人)

傾向と問題点

- ▶ 死傷者は7人となり、対前年比で2人、率にして40.0%増加した。
- ▶ 事故の型では、「転倒」による死傷者が3人となった。次いで、「激突され」、「はさまれ・巻き込まれ」、「切れ・こすれ」、「動作の反動・無理な動作」と続いた。
- ▶ 「切れ・こすれ」による災害の起因物はチェーンソー、「激突され」による災害の起因物は木材であった。



【事例】簡易架線集材装置で集材作業中、荷掛けした赤松をロープで引き動かそうとした際、赤松が大きく横滑りし、付近にいた被災者に激突した。(50歳代/休業見込み3か月)

重点的に実施すべき対策

- ▶ チェーンソーによる伐木等の業務については、対象となる労働者に対して確実に特別教育を受講させるとともに、下肢の切創防止用保護衣(防護ズボン・チャップス等)の着用を徹底する。
- ▶ 伐木作業を開始する前に、伐倒予定木を確認するのみでなく、周囲の状況や枯木・つるがらみ等の有無などを調査、記録したうえで、適切な伐採方法の選択、立入禁止場所の設定、退避場所の選定、かかり木処理の方法、伐倒時の合図の方法、応急措置等に係る作業計画を作成することを徹底する。また、作業計画は労働者に周知し、当該作業計画に基づいて作業を行わせる。
- ▶ 「かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」に基づく、かかり木の処理を徹底する。
- ▶ 車両系木材伐出機械等については、労働安全衛生規則に定める事項を遵守し、適切な管理を行う。特に、事前に作業計画を作成し、特別教育を受講した者が確実に運転する必要がある。

建設業(25人)

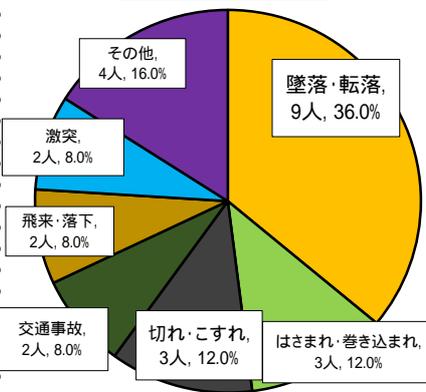
傾向と問題点

- ▶ 建設業全体の死傷者は25人となり、対前年比で1人、率にして4.2%増加した。
- ▶ 死亡者は2人で、いずれも運転者が車両系建設機械ごと転落して死亡したものである(事故の型「墜落・転落」)。
- ▶ 事故の型別では、「墜落・転落」による死傷者が9人で最多となった(対前年比2人増加)。
- ▶ 脚立等の「用具を起因とする墜落・転落」による死傷者が4人、足場等の「仮設物、建築物、構築物等(床面、通路を含む)」を起因とする墜落・転落による死傷者が3人であった。
- ▶ 50歳以上の死傷者が5割以上を占めた。
- ▶ 経験期間が10年以上の死傷者が7割近くを占めた。

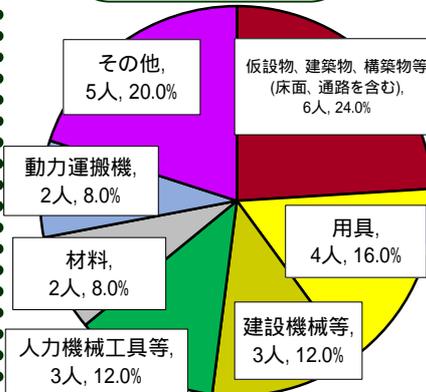


【事例】木造建築工事現場において、足場上で作業していた際、足場から墜落した。(70歳代/休業見込み3か月)

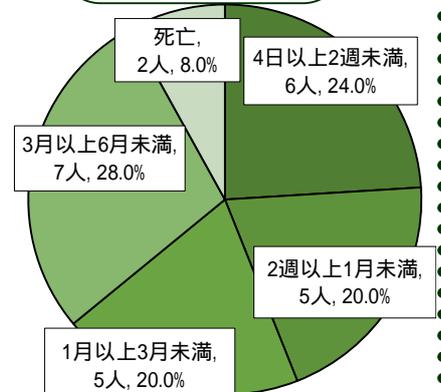
事故の型別



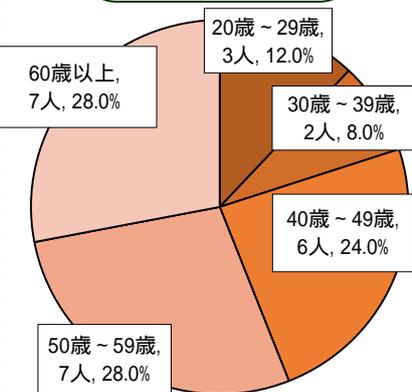
起因物別



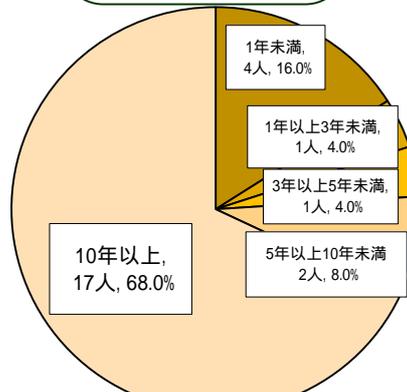
災害程度別



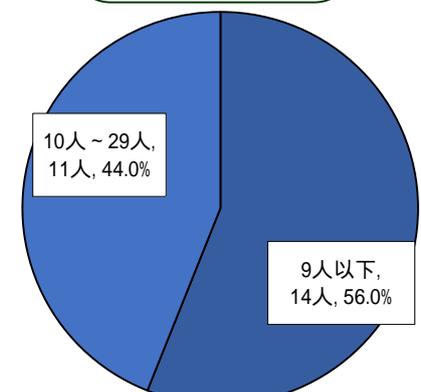
年齢別



経験期間別



事業場規模別



重点的に実施すべき対策

- ▶ 依然として「墜落・転落」による死傷者が多いことから、高所作業時の墜落防止措置を確実に講じる。
- ▶ 足場からの墜落災害が発生していることから、足場上での作業における墜落制止用器具の使用の徹底及び使用状況の監視を行うとともに、手すりや中棧の設置等の法律上講ずべき墜落防止措置を確実に講じる。
- ▶ 重機の転落により2人の労働者が亡くなっていることから、作業場所の事前調査、作業計画の作成、重機の転落防止対策、誘導者の配置といった転落防止のための措置を確実に講じる。
- ▶ 高齢者に配慮した施工方法・作業方法、安全な通路の設置等を採用するとともに、経験期間10年以上のベテラン層の災害が7割近くを占めていることから、KY活動やリスクアセスメント等の安全衛生活動がマンネリ化しないよう意識の涵養を図る。

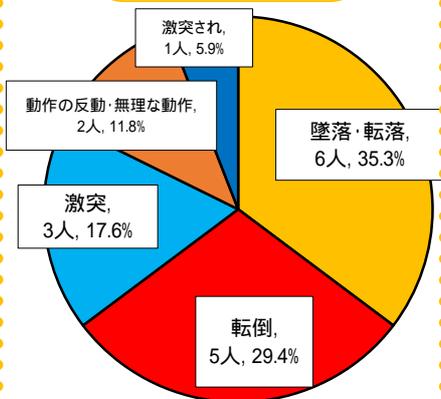
運輸貨物業(17人)

傾向と問題点

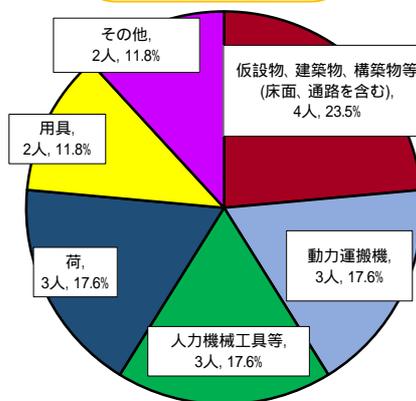
- ▶ 運輸貨物業には、道路貨物運送業のほか、当署管内特有の産業である索道業(スキー場)が含まれる。
- ▶ 運輸貨物業全体の死傷者は17人となり、対前年比で2人、率にして13.3%増加した。
- ▶ 業種別では、道路貨物運送業の死傷者が16人(対前年比7人増加)、索道業の死傷者が1人(対前年比5人減少)等となった。
- ▶ 「墜落・転落」による死傷者は6人で、対前年比で5人増加した。また、「転倒」による死傷者は5人で、対前年比で2人増加した。
- ▶ 50歳以上の死傷者が7割以上を占めている。

【事例】 棚の荷が崩れていたため、被災者をフォークリフトのフォークに差し込んだパレットの上に乗せて持ち上げ、荷崩れを直す作業を行っていたところ、被災者が墜落した。(70歳代/休業見込み6か月)

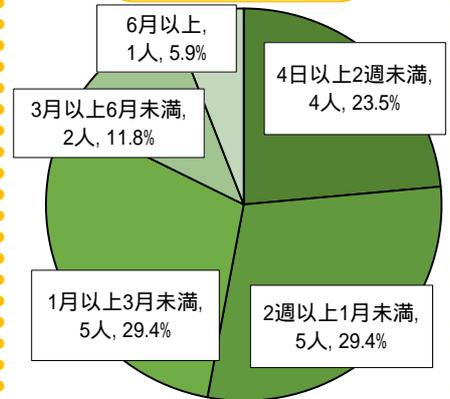
事故の型別



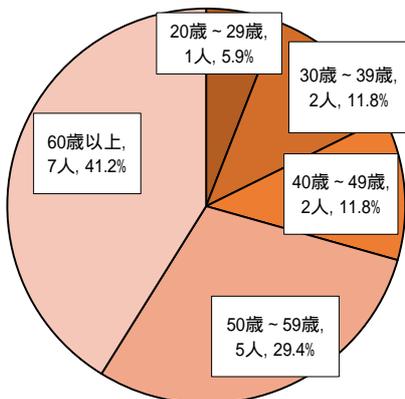
起因物別



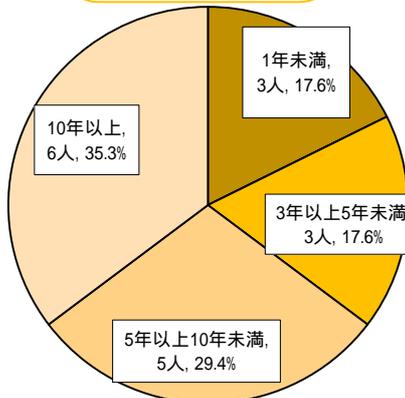
災害程度別



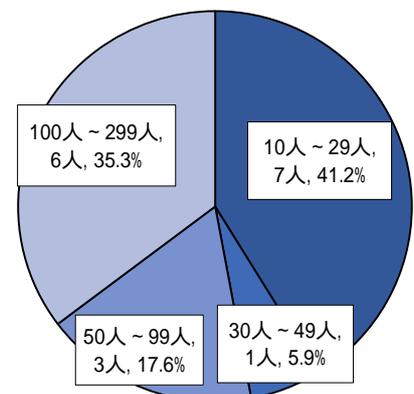
年齢別



経験期間別



事業場規模別



重点的に実施すべき対策

- ▶ 道路貨物運送業において、荷役作業場所における「墜落・転落」、「転倒」災害を防止するため、安全な作業床、昇降設備や必要な照明・標識等を設置する。また、荷役作業時は保護防の着用を徹底する。
- ▶ フォークリフトの災害防止のため、作業計画作成、用途外使用の禁止、周囲の立入禁止等を徹底する。
- ▶ 道路貨物運送業において、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づき、管理体制の確立・整備、適切な労働時間の把握管理等の安全教育の実施などを推進する。
- ▶ 索道業において、経験の浅い季節雇用労働者による労働災害を防止するため、雇入時教育等を確実に実施し、スキー等によるパトロール中や移動中における転倒災害防止対策を周知・徹底させる。
- ▶ 索道業において、スキー場における危険箇所の洗い出し等を行い、関係労働者に周知する。また、リスクアセスメント等を実施し、危険箇所を積極的に改善していく。さらに、リフト支柱等からの墜落防止のため、高所作業時は、手すり等の設置のほか、墜落制止器具の使用を徹底させる。

卸売業又は小売業 (29 人)

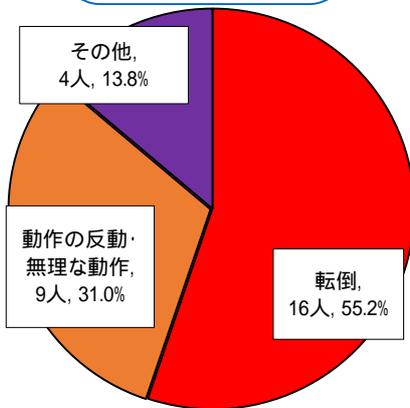
傾向と問題点

- ▶ 卸売業又は小売業の死傷者は 29 人となり、対前年比で 1 人増加した。なお、卸売業の死傷者は 2 人(対前年比 1 人減少)、小売業の死傷者は 27 人(対前年比 2 人増加)であった。
- ▶ 事故の型別では、「転倒」による死傷者が 16 人(対前年比 6 人増加)で最多となり、「動作の反動・無理な動作」による死傷者が 9 人(対前年比 4 人増加)と続いた。
- ▶ 60 歳以上の死傷者が 4 割以上を占めた。

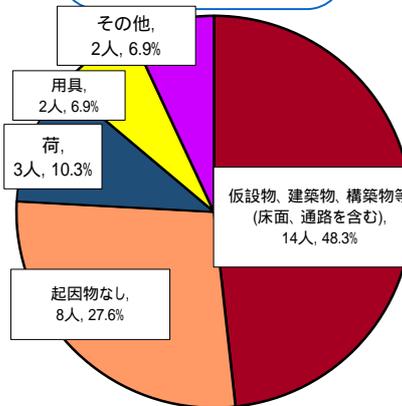


【事例】作業場内に放置されていた台車の上に乗っていた箱につまずいて転倒。
(60 歳代 / 休業見込み 2 か月)

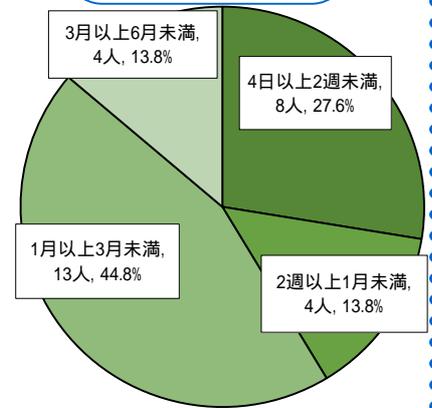
事故の型別



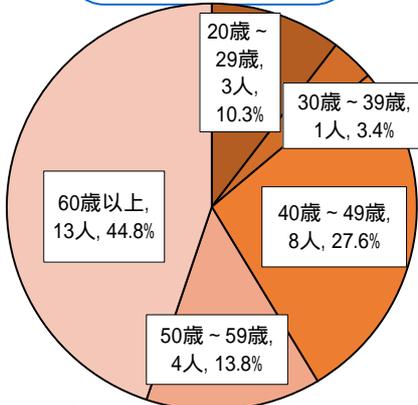
起因物別



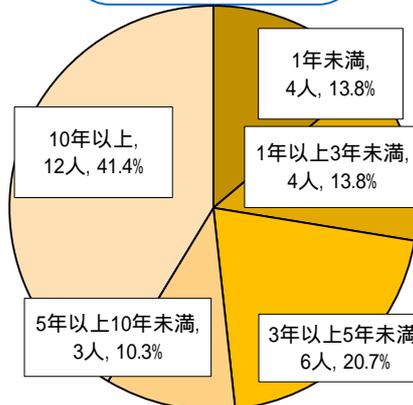
災害程度別



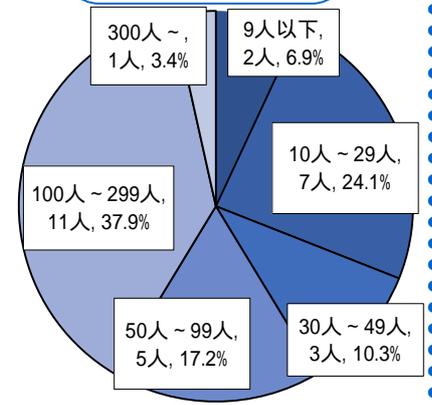
年齢別



経験期間別



事業場規模別



重点的に実施すべき対策

- ▶ 安全管理体制を構築し、リスクアセスメントに取り組む等、組織として災害防止を推進する。
- ▶ 転倒災害を防止するため、事業場内の 4 S (整理・整頓・清掃・清潔) 活動の推進、施設内通路の整備や手すりの設置等の設備対策の実施、滑りにくい靴の着用の徹底、体操をはじめとした身体づくり等を実施する (特に高年齢労働者への配慮に留意)。
- ▶ 重量物取扱作業では、腰痛防止のため、機械による自動化や、台車・昇降装置の使用により省力化を図る。
- ▶ 労働者の安全衛生意識を向上させるための活動として、ヒヤリハット収集、危険予知活動、4 S 活動等、労働者参加型の活動を展開する (床面の水濡れ等の小まめな清掃、通路等の確保などの意識付け)。
- ▶ 安全作業マニュアルを店舗従業員に周知教育する必要がある (切創防止手袋等安全保護具の確実な使用等)。
- ▶ 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」に基づき、本社・店舗それぞれの対策を行う。

保健衛生業(22人)

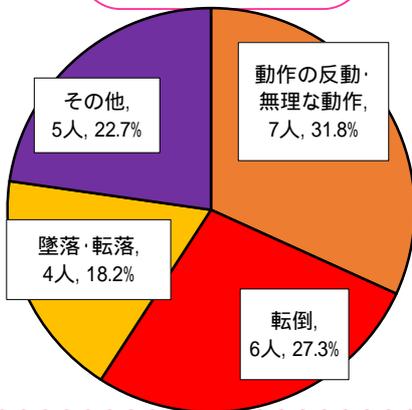
傾向と問題点

- ▶ 保健衛生業の労働災害は、主に社会福祉施設において発生しており、保健衛生業の死傷者 22 人(対前年比 4人減少)のうち、社会福祉施設の死傷者が 19 人(対前年比5人減少)であった。
- ▶ 事故の型別では、「動作の反動・無理な動作」による死傷者が7人(対前年比4人減少)で最多となり、「転倒」による死傷者が6人(対前年比1人減少)と続いた。
- ▶ 「動作の反動・無理な動作」による死傷者7人のうち、「腰痛」による死傷者は3人であった。
- ▶ 50歳以上の死傷者が7割以上を占める等、中高年層の災害が多発している。
- ▶ 社会福祉施設では、停電中に階段から転落したと推定される死亡災害が発生している。

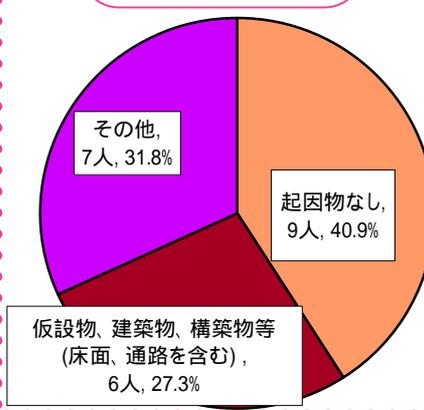


[事例] 利用者を車椅子からベッドへ移動させようと2人1組でタオルごと利用者を持ち上げた際、腰を痛めた、(50歳代/休業見込み1か月)

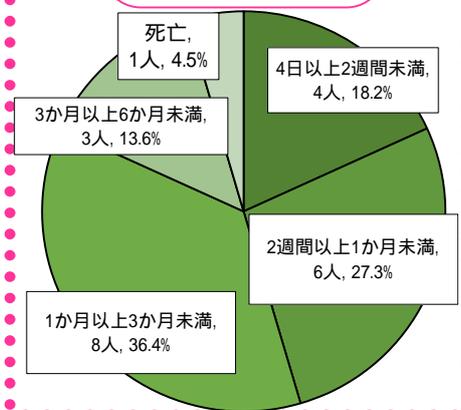
事故の型別



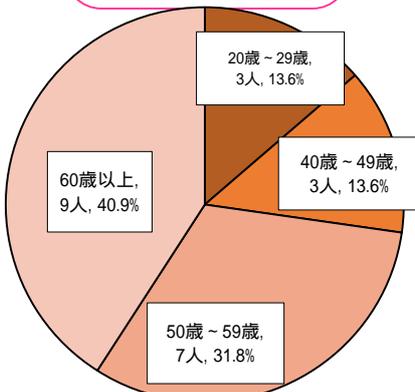
起因物別



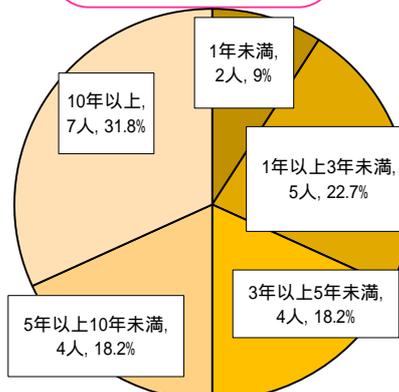
災害程度別



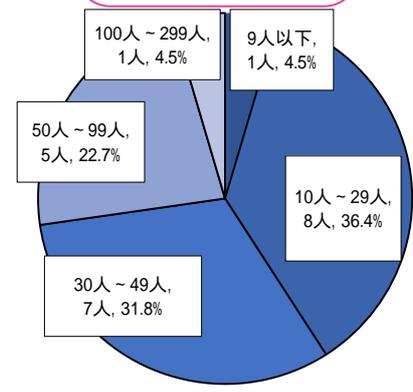
年齢別



経験期間別



事業場規模別



重点的に実施すべき対策

- ▶ 腰痛災害の原因は特定の要素によるものではなく、さまざまな要素が重なって起こるものであることを踏まえ、過去に発生した腰痛災害事例及びヒヤリハット事例を基にリスクアセスメントを実施し、各作業に潜むリスクを洗い出し、労働衛生3管理の原則(作業環境管理・作業管理・健康管理)を踏まえ、それぞれに対応するリスク低減措置を講じる。
- ▶ 腰痛予防にかかる具体的な対策としては、各作業において腰に負担をかけないための正しい作業姿勢の周知・徹底、腰痛予防体操の実施、腰部に負担の少ない介助法の実施(福祉用具・介護用品等の利用を含む)等が挙げられる。このほか「職場における腰痛予防対策指針」に基づき対策を講じる。
- ▶ 転倒災害を防止するため、通路の除雪・融雪剤の散布や、段差の解消・手すりの設置などの設備対策の実施、滑りにくい靴の着用の徹底などを実施する。
- ▶ 階段等からの墜落・転落を防ぐため、階段等への手すり等の設置や照度の確保を徹底する。

接客娯楽業(21人)

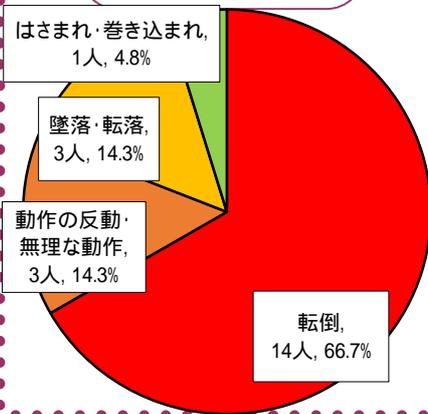
傾向と問題点

- ▶ 接客娯楽業のうち、当署管内において主となる業種は、旅館業、飲食店、ゴルフ場等である。
- ▶ 各死傷者は、旅館業で8人(対前年比4人減少)、飲食店で4人(対前年比1人増加)、ゴルフ場で2人(前年と同数)であった。
- ▶ 「転倒」による死傷者は14人となり、対前年比で3人増加した。
- ▶ 「動作の反動・無理な動作」による死傷者3人で、3人とも「腰痛」による死傷者である。
- ▶ 60歳以上の死傷者が5割以上を占めた。

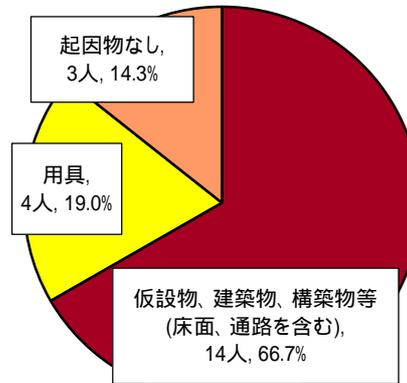


【事例】浴室内で片付け作業中、浴室タイルに滑って転倒。(70歳代/休業見込み3か月)

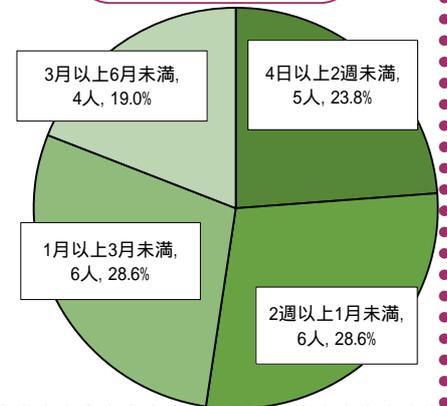
事故の型別



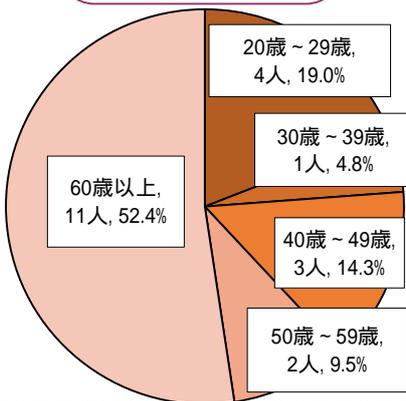
起因物別



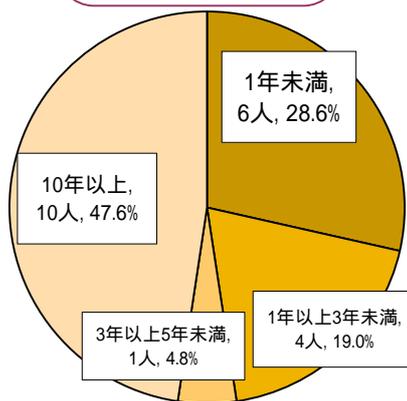
災害程度別



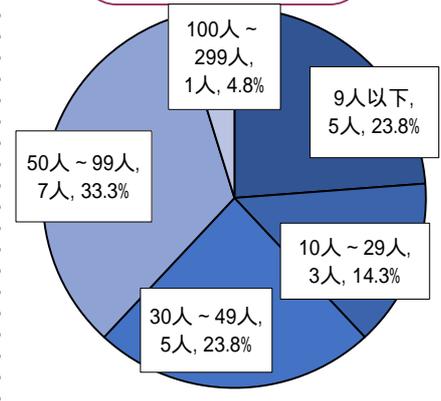
年齢別



経験期間別



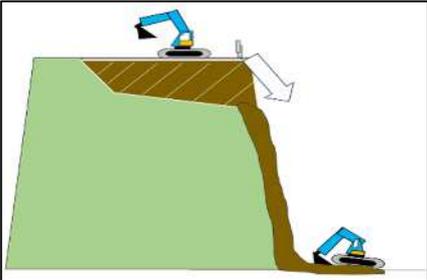
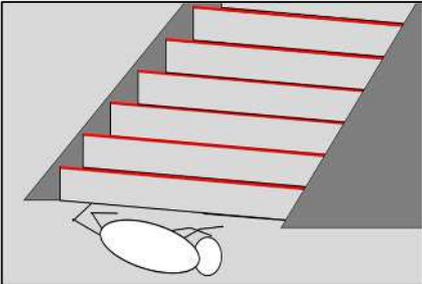
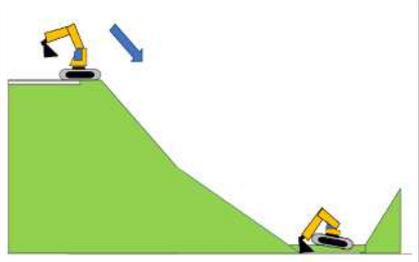
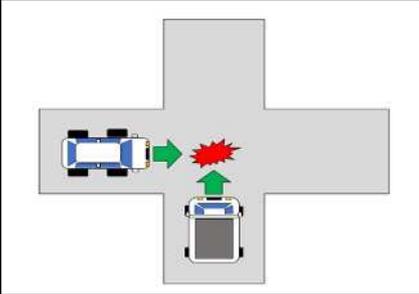
事業場規模別



重点的に実施すべき対策

- ▶ 安全管理者や安全衛生推進者の選任義務がない事業場においては、安全担当者が明確に定まっていない組織体制であることが少なくないため、「安全推進者の配置等に係るガイドライン」に基づいて安全推進者を配置し、経営トップが率先して安全担当者に安全管理を実施させるところから始めていく。
- ▶ 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の内容に基づき、4S活動(整理・整頓・清掃・清潔)の徹底、ヒヤリハット活動やリスクアセスメントによる危険箇所の共有、除去、朝礼時等での安全意識の啓発等を実施する。
- ▶ 高齢労働者の労働災害を防止するため、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく対策を講ずる。

令和7年に発生した死亡災害の概要

	業種	事故の型 起因物	概要
1	土木工事業	墜落・転落 掘削用機械	<p>油圧ショベルにより道路の補修工事を行っていたところ、突然補修していた道路が崩落し、油圧ショベルごと崖下に転落した。 (1人死亡)</p> 
2	社会福祉施設	墜落・転落 階段	<p>階段下の踊り場で、頭部を負傷して倒れている被災者が発見された。当時、建物全体が停電中であった。 (1人死亡)</p> 
3	土木工事業	墜落・転落 掘削用機械	<p>油圧ショベルにより仮設通路を整地していたところ、路肩から、油圧ショベルごと約 50m 転落した。 (1人死亡)</p> 
4	農業	交通事故 乗用車	<p>軽トラックで走行中、見通しの悪い交差点において左側から進入してきた自動車と出会い頭に衝突した。 (1人死亡)</p> 

令和7年に長野労働局管内で発生した死亡災害による死亡者の内訳は次のとおり。

	長野署	松本署	岡谷署	上田署	飯田署	中野署	小諸署	伊那署	大町署	合計
死亡者数	1	1	1	0	2	2	0	0	4	11

労働安全衛生行政関係ホームページ

- ◆ 厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/>
サイト内で、

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 施策情報 > 安全・衛生

から、ご覧ください。「施策紹介」として以下の情報を掲載しています。

- ▶ 安全衛生関係リーフレット等一覧
各種リーフレット・パンフレット・資料等が PDF データで入手できます。
 - ▶ リスクアセスメント等関連資料・教材一覧
業種別や作業別、化学物質のリスクアセスメントなどの解説や事例が掲載されています。
- ◆ 職場のあんぜんサイト <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>
全国の労働災害統計・労働災害事例等を閲覧できます。
 - ▶ リスクアセスメントの実施支援システム
作業内容ごとのリスクアセスメントの支援システムが掲載されています。
 - ▶ 化学物質のリスクアセスメント実施支援
化学物質のリスクアセスメント支援ツールが掲載されています。
 - ◆ 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス
<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/> で検索

労働者死傷病報告(休業4日未満も含む)、定期健康診断結果報告、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告(ストレスチェック)、総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医の選任報告、有害な業務に係る歯科健康診断結果報告、有機溶剤等健康診断結果報告、じん肺健康管理実施状況報告等については、電子申請が義務化されておりますので、電子申請で提出するようにしてください。

- ◆ こころの耳 <https://kokoro.mhlw.go.jp/>
働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト。メンタルヘルスに関する情報が掲載されています。
- ◆ 長野労働局 <https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/>
 - ▶ 長野県内の労働災害統計・死亡災害事例
ホーム > 事例・統計情報 > 災害統計・事例
長野県内で発生した労働災害の統計や死亡災害の統計及び事例を掲載しています。また、令和3年10月以降、死亡災害等速報を掲載しております。死亡災害等速報には、「再発防止のためのポイント」を記載しておりますので、同種災害の防止にご活用ください。
 - ▶ 労働基準監督署からのお知らせ
ホーム > ニュース&トピックス > 労働基準監督署からのお知らせ
長野労働局管内の各労働基準監督署からのお知らせを掲載しています。
 - ▶ 各種安全衛生対策等
ホーム > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係

事故の型分類表

分類	説明
墜落、転落	人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、脚立、踏み台、階段、斜面等から落ちることをいう。乗っていた場所がくずれ、動揺して墜落、転落(以下「墜落等」という。)した場合、砂ピン等による蟻地獄の場合を含む。 車両系機械等とともに墜落等した場合を含む。 交通事故は除く。 感電して墜落等した場合には感電に分類する。
2メートル以上からの墜落、転落	墜落等の高さが2メートル以上の場合をいう。
2メートル未満からの墜落、転落	墜落等の高さが2メートル未満の場合をいう(墜落等の高さが不明の場合を含む)。
転倒	人がほぼ同一平面上でころぶ場合をいい、滑り、つまずき、踏み外し、もつれ等により倒れた場合をいう。 車両系機械等とともに転倒した場合を含む。 交通事故は除く。 感電して倒れた場合には感電に分類する。
滑り	人がほぼ同一平面上で、すべりにより倒れた場合をいう。
つまずき	人がほぼ同一平面上で、つまずきにより倒れた場合をいう。 何も無いところでつまずいて倒れた場合は、もつれ等に分類する。
踏み外し	人がほぼ同一平面上の段差を踏み外し倒れた場合をいう。階段の踏面を踏み外して転落した場合は墜落、転落に分類する。
もつれ等	人がほぼ同一平面上で、起因物がなく、足がもつれて倒れた場合をいう。 凹凸等につまづいた場合は、つまずきに分類するが平坦な面で足が上がらずつまづいた場合は、ここに分類する。
その他の転倒	滑り、つまずき、踏み外し、もつれ等のいずれにも分類されない転倒をいう。車両系機械等とともに転倒した場合が含まれる。
激突	墜落、転落および転倒を除き、人が主体となって静止物または動いている物にあたった場合をいい、つり荷、機械の部分等に人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。 車両系機械等とともに激突した場合を含む。 交通事故は除く。
飛来、落下	飛んでくる物、落ちてくる物等が主体となって人にあたった場合をいう。 研削といしの破裂、切断片、切削粉等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落とした場合を含む。 容器等の破裂によるものは破裂に分類する。
崩壊、倒壊	堆積した物(はい等も含む)、足場、建築物等がくずれ落ちまたは倒壊して人にあたった場合をいう。 立てかけてあった物が倒れた場合、落盤、なだれ、地すべり等の場合を含む。
激突され	飛来、落下、崩壊、倒壊を除き、物が主体となって人にあたった場合をいう。 つり荷、動いている機械の部分等があたった場合を含む。交通事故は除く。
はさまれ、巻き込まれ	物にはさまれる状態および巻き込まれる状態でつぶされ、ねじられる等をいう。プレス、鍛造機のハンマ等による挫滅創等はここに分類する。 ひかれて巻き込まれる場合を含む。 交通事故は除く。
切れ、こすれ	こすられる場合、こすられる状態で切られた場合等をいう。 刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。
踏み抜き	くぎ、金属片等を踏み抜いた場合をいう。 床、スレート等を踏み抜いたものを含む。 踏み抜いて墜落等した場合は墜落、転落に分類する。
おぼれ	水中に墜落等しておぼれた場合を含む。

高温・低温の物との接触	高温または低温の物との接触をいう。 高温または低温の環境下にはばく露された場合を含む。 〔高温の場合〕：火災、アーク、溶融状態の金属、湯、水蒸気等に接触した場合をいう。炉前作業の熱中症等高温環境下にはばく露された場合を含む。 〔低温の場合〕：冷凍庫内等低温の環境下にはばく露された場合を含む。
有害物等との接触	放射線による被ばく、有害光線による障害、化学物質による障害、一酸化炭素中毒、酸素欠乏症ならびに高気圧、低気圧等有害環境下にはばく露された場合を含む。
感電	帯電体にふれ、または放電により人が衝撃を受けた場合をいう。 〔起因物との関係〕：金属製カパー、金属材料等を媒体として感電した場合の起因物は、これらが接触した当該設備、機械装置に分類する。
爆発	圧力の急激な発生、解放の結果として、爆音をともなう膨張等が起こる場合をいう。 破裂を除く。 水蒸気爆発を含む。 容器、装置等の内部で爆発した場合は、容器、装置等が破裂した場合であってもここに分類する。 〔起因物との関係〕：容器、装置等の内部で爆発した場合の起因物は、当該容器装置等に分類する。容器、装置等から内容物を取り出されまたは漏えいした状態で当該物質が爆発した場合の起因物は、当該容器、装置に分類せず、当該内容物に分類する。
破裂	容器、または装置が物理的な圧力によって破裂した場合をいう。 圧かきを含む。 研削といしの破裂等機械的な破裂は飛来、落下に分類する。 〔起因物との関係〕：起因物としてはボイラー、圧力容器、ポンプ、化学設備等がある。
火災	〔起因物との関係〕：危険物の火災においては危険物を起因物とし、危険物以外の場合においては火源となったものを起因物とする。
交通事故(道路)	交通事故のうち道路交通法適用の場合をいう。
交通事故(その他)	交通事故のうち、船舶、航空機および公共輸送用の列車、電車等による事故をいう。 公共輸送用の列車、電車等を除き、事業場構内における交通事故はそれぞれ該当項目に分類する。
動作の反動、無理な動作	上記に分類されない場合であって、重い物を持ち上げて腰をぎっくりさせたというように身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動等が起因して、すじをちがえる、くじき、ぎっくり腰およびこれに類似した状態になる場合をいう。バランスを失って墜落等、重い物を持ち上げすぎて転倒等の場合は無理な動作等が関係したものであっても、墜落、転落、転倒等に分類する。
腰痛	動作の反動、無理な動作のうち、腰部に関するものをいう。
転倒もどき	人が何らかの原因でバランスを崩したが、転倒等せずに踏みとどまったことによって、くじきおよびこれに類似した状態になる場合をいう。
その他の動作の反動、無理な動作	腰痛および転倒もどきのいずれにも分類されない動作の反動、無理な動作をいう。
その他	上記のいずれにも分類されない傷の化膿、破傷風等をいう。
分類不能	分類する判断資料に欠け、分類困難な場合をいう。

労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも...

- 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届
(労働安全衛生法第88条に基づく届出)
- 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
- 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

電子申請の詳細は
こちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！

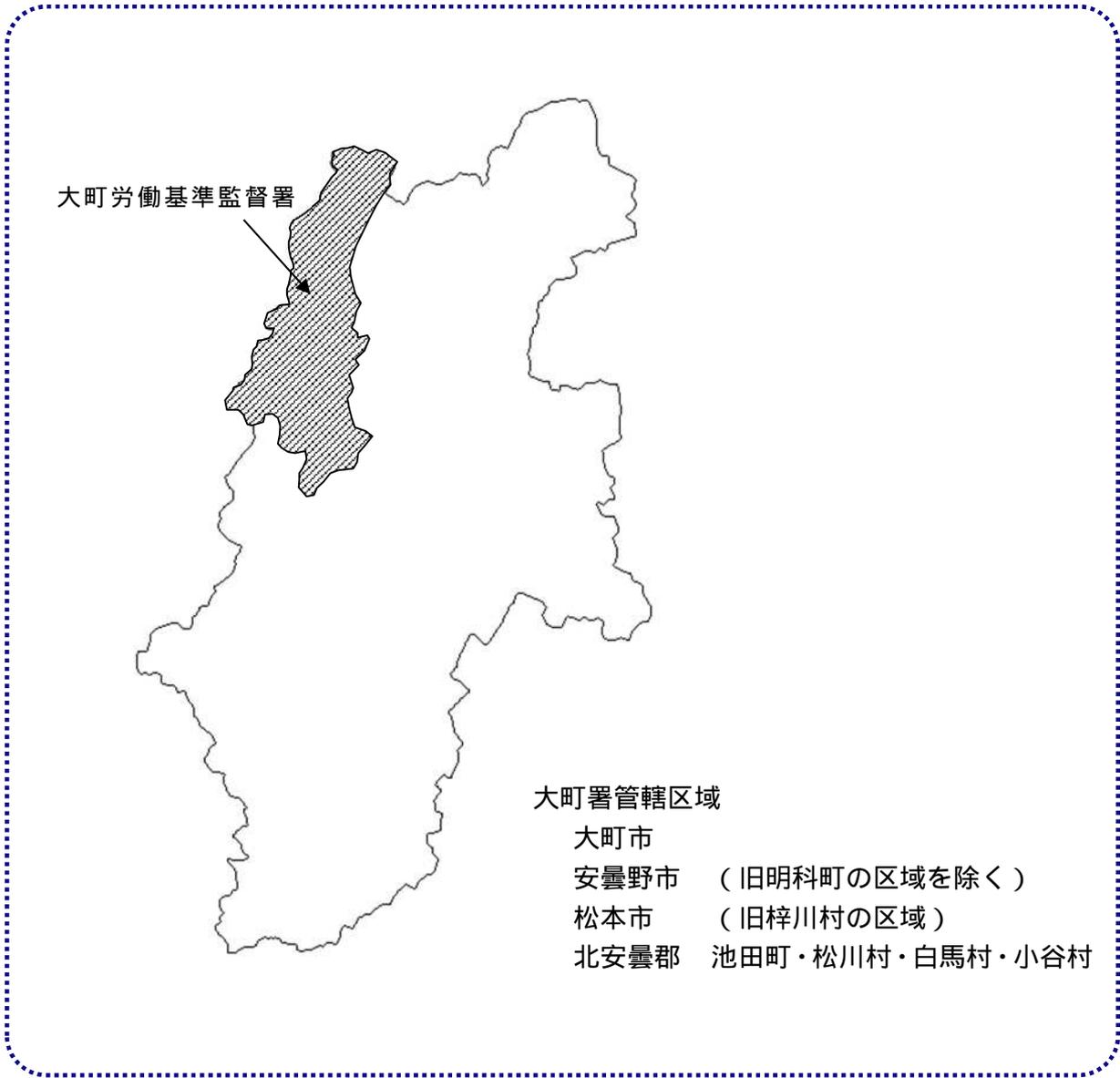


厚生労働省労働基準局
広報キャラクター たしかめたん



ひとくらし、あらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

・都道府県労働局・労働基準監督署



大町労働基準監督署
〒398-0002 長野県大町市大町 2943 - 5 大町地方合同庁舎 4 階
電話：0261-22-2001 FAX：0261-22-0369